

令和7年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和7年3月21日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年3月21日 9時30分		議長	西 昭夫		
	散 会	令和7年3月21日 15時00分		議長	西 昭夫		
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職 氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税住民 課 長	石原千明	○	
	参事 兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職務のため 出席した者 の職 氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 主任	東浦 翼	○	
会議録 署名議員	6 番	山 本 翔 太	7 番	向 出 健			
議事日程	別紙のとおり						
会議に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

## 令和7年第1回笠置町議会議録

令和7年3月12日～令和7年3月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

令和7年3月21日 午前9時30分開議

- 第1 議案第29号 白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件
- 第2 議案第24号 令和7年度笠置町一般会計予算の件
- 第3 議案第25号 令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第4 議案第26号 令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第5 議案第27号 令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第6 議案第28号 令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件

開　会　　午前9時30分

議長（西 昭夫君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年3月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、予算案につきましては、本日は議案の説明、質疑を行います。また、当初予算の質疑につきましては、全ての議案につき発言通告をされた議員を先に指名します。

発言通告者は、まず、通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

---

議長（西 昭夫君）　日程第1、議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君）　議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件について、提案理由を申し上げます。

国土交通省所管事業に係る繰越明許費の翌年度にわたる債務負担の承認が得られたため、変更契約を締結するものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）　失礼いたします。

議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件について御説明させていただきます。

令和6年11月第2回臨時議会におきまして議決を得た白鷺橋橋梁維持修繕工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるさせていただくものでございます。議案書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件。

下記のとおり変更工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出。

笠置町長、山本篤志。

記。

1、契約の目的、白鷺橋橋梁維持修繕工事。

2、完成期日、変更前、令和7年3月14日。変更後、令和7年5月31日。

3、契約の相手方、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃13番地、株式会社松井組、代表取締役、松井伴之。

資料といたしまして、第1回変更工事請負仮契約書を添付させていただいております。よろしくお願ひいたします。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第29号、白鷺橋橋梁維持修繕工事請負変更契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、議案第24号、令和7年度笠置町一般会計予算の件につきまして、説明をさせていただきます。

町長の提案にもありましたように、令和7年度の一般会計歳入歳出総額につきましては、18億134万円となっており、前年度より11.8%、1億9,016万6,000円の増額となっております。

私の方からは、歳入予算と議会事務局、総務財政課が所管します歳出予算の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、7ページを御覧ください。

第2表継続費でございますが、令和7年度から令和8年度にかけて実施します地域福祉計画策定事業及び介護保険事業計画策定事業について、両年度の年割額を設定しております。

続いて、8ページの第3表地方債でございますが、令和7年度の当初予算では、過疎対策事業債7, 680万円、公営住宅建設事業債1, 050万円、緊急防災・減災事業債410万円の借入れを予定しており、地方債の限度額として、合計9, 140万円を計上しております。

続いて、歳入予算について説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

1款町税につきましては、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、合わせて1億4, 893万6, 000円を計上しており、対前年度比1. 2%減、178万2, 000円の減収を見込んでおります。

13ページ上段、2款地方譲与税から14ページ下段の10款環境性能割交付金までは、令和6年度の決算見込額に京都府から通知のあった伸び率を乗じて、予算額を積算しております。

15ページ上段の11款地方特例交付金につきましては、令和6年度においては、定額減税の実施に伴う減収を補填する財政措置としまして、大幅な増額がされました。令和7年度につきましては、例年と近しい予算額を計上しております。

12款地方交付税につきましては、総務省が公表した令和7年度地方財政対策の概要では、令和7年度も普通交付税は増額となる見込みとしておりますが、令和6年度の再算定期前の交付額を参考に7億4, 000万円を計上し、また、特別交付税につきましては、前年度から1, 000万円減額の1億3, 000万円しております。

続いて、16ページ下段、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では3, 319万3, 000円を計上しております。主なものは、障害者支援に係る給付事業、また、児童手当に係る負担金となっております。

続いて、17ページ、同款2項国庫補助金では1億1, 255万8, 000円を計上しております。主なものとしましては、1目総務費国庫補助金としまして、新しい地方経済生活環境創生交付金、デジタル実装型6, 474万2, 000円を計上しており、防災情報等受

信サービス提供事業に充当するものです。この補助金については、既に申請が終了しておりまして、先日、総務省より交付決定の内示を受けたところでございます。また、デジタル基盤改革支援補助金1, 203万3, 000円を計上しており、基幹系システムの標準化移行経費に充当するものでございます。

4目土木費国庫補助金では、1節社会資本整備総合交付金で2, 951万2, 000円、2節個別補助事業で1, 190万4, 000円を計上しています。いずれも、町道、橋梁、町営住宅の改修整備等に係る費用に充当するものでございます。

続いて、18ページ中段、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金では、2, 457万2, 000円を計上しております。主なものは、15款1項国庫負担金で説明しました内容の府負担分と、また、後期高齢者医療特別会計繰出金に充当する後期高齢者医療保険基盤安定負担金を計上しております。

下段、同款2項府補助金として3, 796万3, 000円を計上しております。主なものとしましては、1目総務費府補助金では、京都地域連携交付金、2目民生費府補助金では、隣保館運営等費や障害児（者）医療費助成、子ども・子育て支援交付金、3目衛生費府補助金では、上下水道経営基盤強化交付金、また、4目農林水産業費府補助金では、豊かな森を育てる府民税市町村交付金などを計上しております。

続いて、20ページ中段、同款3項委託金、1目総務費委託金では、5節選挙費委託金として265万7, 000円を計上しております。令和7年7月に任期満了を迎える参議院議員の通常選挙に係る府委託金を計上しております。

続いて、21ページ中段、18款寄附金では、一般寄附金、指定寄附金合わせまして542万3, 000円を計上しております。ふるさと納税による寄附金が増加しており、前年度比77. 5%増を見込んでおります。また、指定寄附金のうち企業版ふるさと納税による寄附金としまして、100万円を計上しております。

下段、19款繰入金、1項基金繰入金では3億928万3, 000円を計上しております。財政調整基金につきましては、令和7年度当初予算の財源調整としまして2億7, 984万1, 000円の繰入金を計上しております。ふるさとづくり基金繰入金につきましては、新規事業となる高校生通学費補助事業、持続的コミュニティ活動応援事業や介護人材確保事業などを新たに加え、7事業に充当する予定でございます。また、地方創生基金繰入金では、笠置町の持続可能な魅力あるまちづくりを推進するための事業に充当するものでございまして、令和7年度は防災情報と受信サービス提供事業に係る一般財源分に充当いたします。ま

た、22ページの上段、減債基金繰入金としまして、過年度に普通交付税として交付されました臨時財政対策債償還基金費のうち、令和7年度の臨時財政対策債の償還に充当すべき502万4,000円と、また、公債費全体に充当するための1,000万円を合わせて1,502万4,000円を計上しております。今後、公債費のピークと見込んでおります令和7年度から3年間の計画で減債基金の繰入れを考えております。

続いて、23ページ、21款諸収入、3項雑入、2目雑入としまして5,738万円を計上しております。主なものは、日本宝くじ協会交付金、また、相楽東部広域連合及び京都地方税機構に係る派遣職員の負担金、介護サービス計画手数料、また、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金でございます。

新たなものとしましては、職員の給与条例一部改正の件でもお伝えしましたとおり、令和7年度より職員駐車場使用に係る負担金を徴収することとしましたので、本科目に計上しております。

最後に町債でございます。

過疎対策事業債では、主なものとしまして、防災情報等受信サービス提供事業3,500万円、相楽会館庁舎建て替え事業240万円、笠置小学校LED化事業210万円、道路橋梁等事業3,210万円などを計上しており、また、緊急防災・減災事業債ではJ-ALTER受信機更新事業410万円を計上しております。また、普通交付税の増額に伴い、国より臨時財政対策債の発行可能額はゼロになるとの通知がありましたので、令和7年度につきましては計上をしておりません。

歳入につきましては以上となります。

続いて、歳出予算について御説明をいたします。

それぞれの科目に計上しております職員人件費でございますが、給料表の改定、昇給、地域手当の新設により、前年度より増額となっております。主要事業調書におきましても、地域手当を抜粋して記載しておりますが、職員の地域手当につきましては、新たに約700万円、会計年度任用職員につきましては、給与システムに登録している職員のみでございますが、約250万円を計上しております。86ページ以降に給与費の資料として明細書を添付しておりますので、そちらも御覧いただくとともに詳細な説明は割愛をさせていただきますので御了承ください。

それでは、25ページを御覧ください。

1款議会費では、職員人件費や議員報酬等のほか、議会運営費としまして議事録作成や議

場音響システムの補修委託料、相楽東部広域連合への負担金など、合計4,754万円を計上しております。

続いて、26ページ。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費としまして3億765万9,000円を計上しております。職員人件費のほかに職員に係る経費、また、役場業務全体に係る経費などを計上しております。

29ページ中段を御覧ください。主要事業調書では2ページとなっております。

自治振興対策事業としまして452万6,000円を計上しております。地域住民が協力し合って、よりよいまちづくりを進めていただくため、自治会活動への報償費や補助金などを計上しております。令和7年度においては、区長会での要望もあり、各区において実施される道路整備や防犯灯の設置、集会所の修繕などについて活用いただいておりますまちづくり補助金の全額負担分を30万円から50万円に引き上げ、地域の課題解決に役立てていただきたいと考えております。

さらには、自治会以外のところで持続的なまちづくりのために活動されている団体を支援したいと思い、持続的コミュニティ活動応援補助金を新設し、地域の方々と協働しながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

続いて、下段、電算システム管理事業でございます。主要事業調書は3ページとなっております。

令和7年度におきましては、7,680万9,000円を計上しております。国全体でのデジタル化が急速に進んでおり、総務財政課が所管しております本事業のほか、電算システムに係る経費は、全体で約2億円となっております。近年、予算が増額している原因の主たるもののが電算関係であると分析しているところでございます。御承知のとおり、国では地方自治体の基幹業務システムの標準化移行や、ガバメントクラウドへの移行が進められており、当町においても令和6年度より予算を計上して対応しているところでございます。令和7年度につきましては、標準化への移行本番を迎えるということで、総務財政課が所管する経費として、約2,800万円の負担金を計上しております。

続いて、30ページを御覧ください。

個人情報保護事業としまして676万3,000円を計上しております。2年に1回で実施をしております情報セキュリティー安全管理点検整備業務の委託につきまして、令和7年度に実施を予定しております。

続いて、相楽東部広域連合負担金総務費分としまして3, 395万3, 000円を計上しております。主には、人件費と連合業務に係る経費となっており、令和7年度は人件費の増額や業務用端末の更新等により増額となっております。

続いて、31ページ下段、同項2目文書広報費としまして、防災情報等受信サービス提供事業7, 867万2, 000円を計上しております。主要事業調書は4ページとなります。

令和7年度の新規事業としており、防災行政無線放送における無線電波の受信漏れや聞き逃しなど、確実な情報配信についての課題を補完することを目的に、防災アプリを搭載しましたタブレット端末を全世帯に配布し、携帯回線を通じた情報配信を行う事業でございます。防災情報をはじめとした町からのお知らせ等を確実に伝達するため、情報配信をさらに強化していきたいと考えております。

続いて、32ページを御覧ください。

上段、同項3目財政管理費では、財政管理事業として667万3, 000円を計上しております。そのうち、基金管理事業ではふるさとづくり基金積立金として、歳入における寄附金額の見込みのうち、企業版ふるさと納税による寄附額を除いた442万3, 000円を積立金として計上しております。

下段、同項5目財産管理費では2, 022万5, 000円を計上しております。そのうち、財產管理事業では施設管理に係る会計年度任用職員と土地賃借料を計上しておりますが、歳入で説明しました職員駐車場負担金については、この事業に充当し、職員駐車場の草刈り等の施設管理に充てるというふうに考えております。

続いて、34ページ上段、広域行政事業としまして362万3, 000円を計上しております。相楽広域行政組合より、相楽会館建て替え経費の笠置町負担金分として示されました322万4, 000円を含んでおります。

続いて、ページ飛びまして37ページ中段を御覧ください。主要事業調書は6ページとなります。

同項6目企画費、高校生通学費補助事業としまして58万円を計上しております。公共交通の利用促進や子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とし、JRの定期券を購入して高等学校に通う生徒の保護者に対し、補助金を交付する事業でございます。通学定期券の年間購入額のうち、JR笠置駅と木津駅間の通学定期代6か月分相当掛ける2回を限度額と考えております。

続いて、物価高騰等対策事業としまして945万3, 000円を計上しております。主要

事業調書は 7 ページとなります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、全住民に対して地域振興券を交付する事業として、地域振興券、また、事務経費などを計上しております。令和 7 年 4 月 1 日現在、笠置町の住民基本台帳に登録がある方を対象に、町内、登録事業所で利用できる地域振興券を 1 人当たり 8,000 円分配布することとしております。

続いて、39 ページを御覧ください。

同項 8 目防災諸費、防災事業としまして 994 万 8,000 円を計上しております。令和 7 年度につきましては、J-ALE RT 受信機の更新を予定しており、委託料として 418 万 9,000 円を計上しております。J-ALE RT といいますのは、消防庁が整備を進めております全国瞬時警報システムでございまして、緊急性の高い災害が発生した場合に、通信衛星を利用して、消防庁から直接、市町村のシステムへ災害情報を伝達できる仕組みになっておりまして、更新時期がまいりましたので予算を計上させていただいております。また、アナログ屋外拡声局撤去工事費としまして 199 万 1,000 円を計上しております。電波法令の改正により、デジタル方式の防災無線へと切替え整備したことに伴い、旧式のアナログ屋外拡声局については、順次撤去していくこととしております。令和 7 年度につきましては、南部区にあります屋外拡声局の撤去を実施いたします。また、備品購入費としまして 167 万 5,000 円を計上しております。更新時期の到来による屋内用の AED を 3 台分、また、屋外用としまして産業振興会館への設置を検討しており、1 台分を併せて計上しております。

続いて、42 ページ中段を御覧ください。

同款 4 項選挙費では 293 万 3,000 円を計上しております。令和 7 年 7 月 28 日の任期満了に伴い、実施される第 27 回参議院議員選挙に係る経費としまして 265 万 7,000 円を計上しており、投票管理者立会人等の報酬、ポスター掲示場設置等に係る委託料などでございます。

続いて、43 ページ中段より、同款 5 項統計調査費を 103 万 6,000 円計上しております。特に、令和 7 年度は 5 年に一度の国勢調査が実施される年となっており、44 ページになりますが、6 目国勢調査費として、調査員等の報酬、旅費、消耗品費など 96 万 1,000 円を計上しております。10 月 1 日を基準日としまして調査を実施いたしますので、その際には住民の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

ページ飛びまして、75 ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、相楽中部消防組合への分担金として4,573万3,000円を計上しております。令和7年度については、木津川市にございます相楽中部消防組合消防本部新庁舎の完成を予定しております。

同項2目非常備消防費としまして、消防団事業1,143万円を計上しております。消防団員の報酬、出勤に係る報償費、団員退職報償基金負担金が主なものとなっております。また、前回、議員より御指摘をいただきました消火栓ボックスについてでございますが、順次、交換を進めていかなければならないということで、令和7年度、10台分の予算を計上させていただいております。消防団の皆様と協議しながらホースなど必要な資機材について、交付金の活用を検討しながら、更新を進めてまいりたいと考えております。

続いて、76ページ中段、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、相楽東部広域連合負担金教育費分として1億486万1,000円を計上しております。令和6年度の予算現額と比較しまして1,957万9,000円増額となっております。教育委員会事務局の笠置町負担分や、笠置小学校に係る経費を計上しておりますが、増額の主たる要因としまして、職員人件費の増額と事務局職員の業務用端末の更新、また、教職員に係る業務用端末や児童用のタブレット端末の更新事業のほか、普通教室等のLED化事業など、施設整備費となっております。

下段、10款公債費、1項公債費では、1目元金及び2目利子を合わせまして1億6,104万4,000円を計上しております。前年度当初と比べまして1,599万8,000円増額となっております。令和3年度の借入額が多額であったことで、令和7年度から始まる元金償還額が増額となっております。借入れでも申し上げましたが、令和2年度から令和5年度にかけて借入金額が増額したことで、償還金についても、今後、令和10年度ぐらいまでは償還金額が大きくなると見込んでおります。令和7年度から、まずは3年間の予定で、減債基金の繰入れを計画しておるところでございます。また、利子につきましても、今後、貸付利率の上昇により増額を見込んでいるところでございます。

以上、歳入予算、また、議会事務局及び総務財政課が所管します歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

私の方からは、企画調整課が所管いたします歳出予算について御説明をさせていただきます。

予算書の37ページを御覧ください。

2款総務費、6目企画費の続きのページでございます。下段にございます企業版ふるさと納税制度活用事業についてでございます。こちらにつきましては、新規の事業でございまして、企業に対して、寄附のあっせんをいただく事業者に対しての報償費20万円を含む21万1,000円をお願いしております。

続きまして、その下なんですけれども、相楽東部未来づくり推進事業、このうち、住民参加の「相楽東部ファン」倍増まちづくり事業といたしまして95万円を計上させていただいております。

次のページでございます。38ページです。

総合計画推進事業といたしまして11万1,000円をお願いしております。行政改革推進委員会の委員さんの報酬8万8,000円を含みまして、11万1,000円ということでお願いしております。

私の方から以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします予算につきまして御説明いたします。

40ページを御覧ください。

税務総務一般事務におきまして38万6,000円を計上しております。主なものといたしまして、消耗品費として、コピーライドとトナーライドを計上しております。また、京都地方税機構事業では382万円を計上しております。主なものは、京都地方税機構への負担金となっております。

2目賦課徴収費におきまして、賦課徴収事務430万7,000円を計上しております。主なものは、不動産鑑定委託料といたしまして、主要事業調書10ページにも記載しておりますが、令和8年度の固定資産税評価に係る鑑定業務を計上しております。こちらは3年につきまして、一度、必要となってくる業務でございます。

続きまして、41ページ。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費におきまして、戸籍住民基本台帳事務といたしまして3,415万4,000円を計上いたしております。主要事業調書11ページにも記載しておりますが、基幹システムの市町村事務処理標準システムへの移行に伴い、戸籍総合システムにおいても同様の整備をすることとなります。令和7年度における経費といたしまして、委託料で戸籍総合システム保守委託、戸籍システムの改修作業

業務、戸籍総合システムの標準化対応業務委託、システム使用料、こちらはクラウドの利用料などが主な経費としてかかってまいります。

42ページをお願いします。

マイナンバーカード交付事業では10万3,000円を計上しております。主なものは、通信運搬費といたしまして携帯端末の使用料を計上しております。

49ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきまして、戦没者追悼事業といたしまして15万1,000円を計上いたしております。こちらは、戦没者追悼式の会場運営に係る設置費用を計上しております。

繰出金事業といたしまして1,173万9,000円を計上いたしております。こちらは、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。国保運営協議会では9万9,000円を計上いたしております。こちらは、国保の運営を協議していただく委員さんへの報酬を年3回分計上しております。

次に、60ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、動物愛護事業におきまして7万8,000円を計上いたしております。狂犬病予防注射に係る経費でございます。

次に、62ページをお願いします。

5目環境衛生費におきまして、環境維持管理事業で10万6,000円を計上いたしております。こちらは、木津川の水質など、環境を維持するための経費を計上しております。墓地管理事業では3万円を計上いたしております。火葬場と西部霊園の修繕に係る経費の頭出しを行っております。

2項清掃費、1目塵芥処理費におきまして、塵芥処理事業で76万2,000円を計上いたしております。こちらは、ごみ袋の販売に対する委託料や生ごみの堆肥化に対しての助成金の経費を計上いたしております。

広域行政事業といたしまして5,227万7,000円を計上いたしております。相楽東部連合への分担金といたしまして4,832万9,000円、こちらは施設に係る経費、ごみの収集運搬に係る経費、ごみ袋の購入や蛍光灯、乾電池等の処理に係る経費などを分担金として計上いたしております。

ごみ処理広域化検討事業といたしまして394万8,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、ごみ処理広域化検討事業の負担金といたしまして、施設の利用

料、事務費や基本構想策定業務委託に係る経費を計上いたしております。

2目し尿処理費、し尿処理事業では886万6,000円を計上いたしております。こちらは、くみ取り業者さんが各御家庭から受け取ったくみ取り券に対し、支払うための経費でございます。

64ページをお願いします。

合併処理浄化槽事業といたしまして269万7,000円を計上いたしております。合併浄化槽の5人槽が1基、7人槽が2基に係る経費となっております。

広域行政事業といたしまして、相楽広域行政組合負担金といたしまして1,542万1,000円を計上いたしております。こちらは、し尿処理施設の運営に係る支払い等を計上いたしております。

以上で、税住民課が所管いたします事業につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算について、主な事業を御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。主なものといたしましては、社会福祉総務事業で430万9,000円を計上いたしております。社会福祉総務事業では、法改正に伴う例規整備支援業務委託料として169万4,000円を、また、民生委員の任期が11月30日で満了となるため、候補者を推薦する推薦会事業として、12人分の報酬として13万2,000円を、また、地域福祉計画については、現計画が8年度に計画満了となるため、第2期の計画策定のための費用として227万4,000円を計上いたしております。

なお、事業調書12ページで詳細につきましては載せさせていただいております。

続きまして、社会福祉協議会補助事業として1,524万9,000円を計上させていただいております。主な内容といたしましては、身体障害者協議会等に関する業務の委託に伴う費用や、社会福祉協議会が行う閉じこもり予防や見守り活動などの福祉事業に関する費用などを計上させていただいております。

また、46ページ中段になっております障害者福祉事業では18万8,000円を計上させていただいております。主なものといたしましては、障害のある方に対してのタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業として11万4,000円を計上しております。また、

福祉医療事業では710万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、障害のある方に対する医療費の助成として549万7,000円を、また、ひとり親家庭の医療費の助成として22万2,000円を、また、子育て世帯に対する医療費の助成として138万9,000円を計上させていただいております。

47ページをお願いいたします。

下段、障害者自立支援給付事業では5,753万8,000円を計上いたしております。放課後児童デイサービスに係る費用等として、障害児入所給付事業では685万円を、また、居宅介護など各種の福祉サービスに係る費用として、障害者自立支援給付事業として5,068万8,000円を計上させていただいております。令和7年度におきましては、障害者自立支援のうち、就労継続支援の人数の方が増えたため、前年度よりも増額となっております。

また、48ページをお願いいたします。

障害者福祉の方でも障害者福祉システムの標準化、また、ガバメントクラウドの利用料等に伴って増額となっております。システム改修の作業委託料としては385万円、また、先ほども言いましたガバメントクラウドの利用料がシステム利用料として421万7,000円を計上させていただいております。

中段でございます。地域生活支援事業では397万6,000円を計上させていただいております。主な内容といたしましては、障害のある方や、その家族からの相談支援に関する費用、また、補聴器などの日常生活用具の助成に関する費用や、児童発達支援センターに係る費用などを計上させていただいております。

次、52ページをお願いいたします。

4目の老人福祉費でございます。高齢者福祉事業として566万7,000円を計上させていただいております。主なものといたしましては、在宅の要介護者を介護されている方に激励金を支給する介護者激励金として24万円を、それから、外出困難な方を医療機関まで送迎する外出支援サービス事業で104万2,000円を、それから、老人手当支給事業として258万円を計上させていただいております。

次、53ページでございます。

繰出金事業では、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金として、合計で9,369万円を計上させていただいております。

それから、福祉医療事業では、566万1,000円を計上いたしております。内容につ

きましては、65歳から69歳までの高齢者の方に対する医療費の負担額を一部助成するものでございます。

それから、介護保険事業計画策定事業では301万8,000円を計上させていただいております。現計画が令和8年度までとなることから、令和7年、8年度で次期の計画、令和9年度から令和11年度に係る計画期間とする第11次の高齢者福祉計画並びに第10期の介護保険事業計画を策定する経費でございます。

なお、令和7年度におきましては、住民のニーズ調査等を実施いたす予定でございます。

また、介護人材確保事業では18万円を計上させていただいております。第9期の介護保険事業計画にもありますように、介護ニーズに対応するため、介護サービス事業者と連携を図りながら介護職員の人材確保、育成、定着に向けた支援として、資格取得の支援等の環境整備を進めるため、今回、新規事業として計上をさせていただいております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

下段でございます。5目の老人福祉施設費でございます。老人福祉施設運営事業では671万9,000円を計上させていただいております。主な内容といたしましては、つむぎてらすの維持管理や地域包括支援センターの運営に関する費用となっております。

介護予防事業では、閉じこもり予防事業などに関する費用として31万7,000円を計上させていただいております。

55ページでございます。

居宅介護支援事業所運営事業では210万3,000円を計上し、要介護者のケアプランや必要なサービスの連絡調整を行っております。

地域包括支援センター運営事業では37万7,000円を計上し、センターの運営事業、また、高齢者の総合的な相談窓口、介護だけでなく医療など、様々な医療機関への連携等、高齢者の生活課題の支援を行っております。

また、つむぎてらすの運営事業では、つむぎてらすの施設の運営に関する費用として225万4,000円を計上させていただいております。

次に、56ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。児童福祉事業では1,909万5,000円を計上させていただいております。放課後児童クラブ運営に関する費用として684万2,000円を、また、ひとり親家庭の支援事業として7万2,000円を計上しております。

また、令和6年度に拡充されました児童手当の支給に関する費用として776万1,000円を計上させていただいております。

それから、笠置町の未来を担う子供たちを応援するための笠置未来っ子応援事業では71万3,000円を計上させていただいております。

それから、こども計画策定事業では370万7,000円を計上しております。令和7年度と8年度で策定する2年計画の2年目で、1年目に実施した子育て世帯へのアンケート調査等を踏まえて、子ども・子育て会議等を開催し、策定していきます。

また、児童公園維持管理事業では、児童公園に係る維持管理費用として92万5,000円を計上いたしております。草刈りの経費やトイレの清掃作業手数料等を計上させていただいております。

それから、57ページでございます。

結婚・子育て応援住宅総合支援事業では、京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業が令和7年度に改正されるに伴いまして、新婚世帯や子育て世帯に対しての住宅の購入や、リフォームの助成に関する費用として70万円を当初では計上させていただいております。

58ページをお願いいたします。

3目の保育園費でございます。保育所事業では、保育所の運営に関する費用で836万6,000円を計上いたしております。保育所の維持管理に関する費用や、保育教材、給食に関する費用などでございます。

それから、59ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、保健福祉課が所管する事業といたしましては、保健業務の全般に係る費用として、保健業務として47万1,000円を計上させていただいております。

また、妊婦のための支援給付事業では、制度改正がされて、妊娠時、また、胎児数の確定時に各5万円が支給される事業で、各1名分を計上させていただいております。

60ページをお願いいたします。

2目の予防費でございます。予防費では健康増進事業として626万7,000円を計上いたしております。健康診査や各種がん検診、結核検診に関する費用などを上げさせていただいております。また、生活習慣病を予防するための運動を行う健康教育や、各地域で実施する健康相談に関する費用をこちらで上げさせていただいております。中でも、がん検診につきましては、406万5,000円を計上いたしておりまして、令和7年度におきまして

は、子宮がん検診、また、乳がん検診が奇数年度で行われることから、計上をさせていただいております。

次、61ページでございます。

予防接種でございます。定期予防接種（乳幼児、高齢者等）につきましては、1,041万2,000円を計上いたしております。今年度につきましては、新型コロナに関する費用につきましては、昨年度は、補正予算で計上させていただいたのを当初から上げさせていただいたのと、また、新たに新規として、帯状疱疹に係る費用として上げさせていただいております。

また、任意接種では、小児、中学3年生までのインフルエンザ予防接種の助成に対する費用を計上させていただいております。

また、母子保健事業では79万8,000円を計上をいたしております。乳幼児に関する健診や妊産婦に関する健診費用などをこちらのほうで計上させていただいております。

下段の定住自立圏事業では、救急相談ダイヤル24事業として、笠置町の分担金を計上させていただいております。病気やけがなど救急車を呼ぶか迷っているときの相談をはじめ、心と体の様々な相談に応じる電話相談サービスでございます。

それから、下段、3項の診療所費では、笠置歯科診療事業では修繕料として5万円を頭出しにさせていただいております。

また、山城病院組合事業では、病院事業分の負担分として1,050万2,000円を計上いたしております。

それから、62ページをお願いいたします。

広域行政事業では、相楽応急診療所分の負担金として161万8,000円を計上させていただいております。

なお、休日診療所につきましては、4月6日から木津保健センター内に仮移転されて業務をされるということでございます。

それから、4目の介護保険費でございます。こちらでは、山城病院組合の老健事業分の分担金として156万3,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、商工観光課が所管いたします事業につきまして説明をさせていただきます。

まず、30ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費の中で、中段、中ほどにございます公共交通事業でございます。主要事業調書につきましては、18ページに記載させていただいております。

この経費につきましては、町内循環バスに係る経費を計上したものでございます。主なものといたしましては、人件費に係る費用となっておりますが、令和7年度につきましては、現在、15人乗りのバス2台で運行しておりますが、1台がもう年数経過をしておりますので、更新というところで、普通免許でも運転いただけるハイエースの方を、10人乗りのバスを購入しようという事業、備品購入費の方、また、重量税等で計上したものでございます。

続きまして、予算書のページは35ページをお願いいたします。

6目企画費の中の経費でございます。まず、主要事業調書19ページで記載させていただいております笠置いこいの館管理運営事業でございます。総額1,327万円を計上しております。いこいの館の維持管理に係る経費となっておるものでございます。令和7年度の保守点検費、維持管理に係る経費でございますが、高圧機器更新工事といたしまして、96万8,000円を計上しております。高圧機キュービクルの更新というところで、15年を経過しておりますので、その交換というところでございます。

その下、地域おこし協力隊事業でございます。主要事業調書は5ページで記載させていただいておりますが、総額291万4,000円となっております。地域おこし協力隊につきましては、以前にもうちの方で任用していたものでございますが、令和7年度につきましては、移住・定住施策を進める中で、移住者と地域、また、移住者間の調整や交流等を担っていただく、また、当町の空き家バンクを推進する中でも、不動産に一定の知識も持っていた方というのも必要ではないかというところで任用するものでございます。その1名任用に係る経費をここで計上させていただいたものでございます。

続いて、ページめくっていただきまして、36ページをお願いいたします。

中ほど、項目3番目でございます。移住促進事業といたしまして820万円を計上しております。こちら、空き家バンク等を利用いただきまして、改修等を、笠置のこちらの方に来ていただくための移住促進住宅整備事業補助金、こちらは、従前の空き家の改修、また、家財道具の撤去等の補助金の経費を計上しております。令和7年度につきましては、移住者受け入れ活躍応援計画というものを令和6年度に策定いたしました。こちら、京都府様の御協力をいただきながら作成したものでございますが、移住促進を進めるために施設整備や事業費

等の補助をいただけるというところで、施設の改修工事と上げておりますのは、移住・定住プラザやサテライトオフィス等の交流施設について、スマートキーの設置であったり、施設改修を行う経費としております。また、消耗品費等や備品購入費につきましても、その施設整備と移住者の交流を進めるための経費というところで計上したものでございます。

37ページをお願いいたします。

中段、ふるさと納税事業といたしまして、総額は255万7,000円を計上しておりますが、商工観光課で所管しております返礼品付のふるさと納税事業で234万6,000円を計上しております。こちらは主要事業調書20ページに記載させていただいております。返礼品付ふるさと納税につきましては、年々、件数、また、金額等も増額しております、先日の補正予算でも説明させていただきましたが、3月当初で600万円を超える寄附をいただいております。令和7年度につきましては、その金額を基に、少し、8割から9割程度の寄附を見込んでおりますが、そちらに係る決済手数料等の計上となっております。ふるさと納税の受付をいただいております大きなところでしたら、さとふるさんなど、そういった方への決済手数料、また、代行手数料というものの経費となっております。

続きまして、38ページでございます。

中ほど、地域活性化起業人事業、こちら、主要事業調書では8ページに記載させていただいております。現状、4名の副業型の起業人さん、それから、1名の企業からの派遣型の企業人さん1名で、当庁の業務の方に関わっていただいております。企業派遣型をもう一名募集することといたしまして、総務財政課の方で説明のありましたタブレットであったり、府内の情報化、また、DXの推進の業務が増えておりますので、そちらに力を発揮いただける方を募集して、事業を進めてまいりたいと考えております。

その下、新会社設立準備事業でございます。新会社につきましては、出資金といたしまして200万円、登記等の手数料といたしまして、事務経費を合わせまして250万円を計上しております。この新会社につきましては、町長からの当初の説明にもありましたし、施政方針の中でも説明をさせていただいたところではございますが、町が100%を出資し、町のまちづくりに、キャンプ場の事業を受け継ぐであったりとか、観光事業を主にここで進めていただくというふうな思いで、会社を設立するものでございます。事業につきましては、今、想定している中では、先ほど言いました3月末で観光協会さんが河川敷のキャンプ場の契約が終わることから、新会社に引き継いでいただき、そちらの収益等を基に、新会社において、観光事業、それから、また人材の、当町、シルバーパートナーセンターもありませんので、

そういう人材も確保いただき、派遣いただけるような業務を行っていただきたいというふうに考えております。

続いて、ページ飛びまして、68ページをお願いいたします。

こちら、6款商工費でございます。2目商工振興費では、商工振興事業といたしまして、商工会への補助金等を計上しております。商工会への業務の管理運営に係る経費といたしまして430万、地域消費生活緊急拡大事業といたしまして30万、こちらにつきましては、例年行っていただいております商品券の事業補助に係るものでございます。特別分といたしまして90万を計上しております。地域経営計画を策定された中で、新規事業者の募集であったりと事業を進めていただいている分についての補助金を特別枠で組んでおるものでございます。

3目観光費でございます。観光事業といたしまして、総額1,609万1,000円計上しております。主要事業調書につきましては、21ページに記載させていただいております。お茶の京都DMOや、日本さくらの会への負担金等、団体への負担金のほか、各イベント事業の補助金を計上しております。各イベント事業につきましては、令和6年度におきましては、90周年記念事業といたしまして、当町が主体となりまして、商工会、観光協会、未来づくりセンターさんと事業を進めてまいりましたが、次年度につきましては、新会社の方にこの事業の計画立案、企画運営というところを担っていただきたいというふうに考えております。

下の観光施設の管理事業におきましては、京都府から委託を受けております東海自然歩道や自然公園の清掃、マツクイムシの防除事業等の経費を含めまして、計上したものでございます。

桜保全事業につきましては234万1,000円を計上いたしております。桜の保全作業に係る人件費、手数料やそれ以外の草刈り、桜の植樹の地域周辺の除草作業等の経費となっております。

商工観光課が所管いたします事業につきましては、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

建設産業課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

予算書39ページと主要事業調書の22ページをお願いいたします。

事業内容につきましては、木造住宅の耐震の向上を図るため、木造住宅、耐震診断士を派

遣して耐震診断を実施し、耐震診断の結果によりまして、耐震性が低い木造住宅に対しまして、安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを目指すものでございます。

今年度の主な実施内容は、木造住宅耐震診断士派遣 5 件、耐震診断の結果、評点が 1. 0 未満と診断された木造住宅の評点を 1. 0 以上に向上させる耐震改修 2 件、耐震診断の結果、評点が 1. 0 未満と診断された木造住宅の評点を 0. 7 以上、1. 0 未満に向上させる簡易耐震改修 1 件でございます。

予算の内訳ですが、木造住宅耐震診断士派遣委託料 26 万円、木造住宅耐震改修事業補助金に 290 万円を計上させていただいております。本事業には、特定財源の社会資本整備総合交付金と京都府耐震改修補助金を充当いたします。

続きまして、66 ページをお願いいたします。下段の方になります。

5 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業振興費、森林環境基金事業で 592 万 1,000 円を計上しております。内訳につきましては、森林環境基金で 591 万 9,000 円、森林環境基金利子で 2,000 円でございます。森林環境基金事業費用 592 万 1,000 円は基金への積立てとなります。

ページ移りまして、予算書の 67 ページと、主要事業調書の 23 ページをお願いいたします。

事業内容につきましては、森林所有者自ら森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受けまして、林業経営者の再委託をするか、市町村が管理することにより、林業経営の効率化と森林適性化の促進を図るものでございます。

今年度の事業内容は、切山地内におきまして、森林現況調査、基礎情報の収集、整理、森林所有者への意向調査、測量及び集積計画書を作成しまして、森林整備を行います。

予算の内訳につきましては、森林経営管理業務委託料で 610 万 5,000 円を計上させていただいております。本事業には、特定財源の森林環境基金繰入金を充当いたします。

続きまして、同じページの中段をお願いいたします。

5 款農林水産業費、2 項林業費、2 目林業維持費、橋梁維持管理委託料で 260 万円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、笠置町橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、5 年に 1 回、町が管理しています林道に係る橋の定期点検を実施し、点検結果に基づきまして、長寿命化修繕計画の更新を行うものでございます。対象林道は、林道横川線の 7 橋でございます。本事業には、林業改良事業補助金を充当させていただきます。

続きまして、予算書の72ページと主要事業調書の24ページをお願いいたします。

道路維持事業についてでございます。

道路維持事業に係ります予算額は3, 872万5, 000円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、各区の要望に伴う町道及び里道水路の補修を実施します。町管理の道路及び道路施設につきまして、通行の妨げとなる草木等の除草や道路維持修繕を行いまして、安心・安全な道づくりを図ります。道路維持管理計画及び各区からの要望を踏まえまして、舗装改良及びのり面修繕を行います。除草、道路維持修繕及び舗装改良並びにのり面修繕を行うことによりまして、安心で安全な道づくりを行います。

今年度の事業内容は、町内の町道及び里道水路の破損箇所や機能向上、漏水対策工事、町道の除草、ひび割れや段差による通行支障箇所の路床改良及び舗装の打ち換え工事及び町道附属物の機能改善を実施いたします。

主な事業について御説明させていただきます。

町道2路線除草業務委託料50万円、町道2路線等委託先につきましては、町道有市柳生線を飛鳥路区に、町道笠置切山線を切山区に委託します。のり面調査業務委託料960万円、調査場所につきましては、飛鳥路区内です。町内一円修繕工事250万円、各区からの要望に伴います町道及び里道水路の補修費用です。町道笠置切山線舗装工事に1, 440万円、町道笠置有市線及び町道笠置山線除草工事に700万円を計上させていただいております。町道笠置山線の除草は、従前まで職員が実施してきましたが、令和7年度からは、工事請負費で予算計上させていただいております。

次に、笠置有市線附属物修繕工事に208万3, 000円を計上させていただいております。工事場所及び内容は、西部区正司地内の防護柵修繕でございます。のり面調査業務委託、町道笠置切山線舗装工事、笠置有市線附属物修繕工事の3事業につきましては、特定財源の社会資本整備総合交付金と過疎対策事業債を充当いたします。

次に、予算書は同じページ下段と主要事業調書の25ページをお願いいたします。

交通安全対策事業の交通安全対策工事に600万円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、通学路の交通安全プログラムに基づきまして、通学路の交通安全対策を実施いたします。今年度の事業内容につきましては、前年度に引き続き町道有市柳生線の交通安全対策工事といたしまして、側溝の段差解消及び蓋かけを行い、歩行空間を確保いたします。

予算内訳につきましては、交通安全対策工事に600万円を計上させていただいております。本事業には、特定財源の社会資本整備総合交付金と過疎対策事業債を充当させていただきます。

次に、予算書の72ページ下段から73ページ上段をお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、道路新設改良事業で1,464万2,000円を計上させていただいております。

主な事業といたしましては、町道笠置有市線排水工事実施に伴う境界確定後の登記業務委託料に50万円、境界確定業務委託料に150万円を計上させていただいております。

主要事業調書の26ページをお願いいたします。

事業名は、引き続き道路新設改良事業です。工事名は、笠置山線改良事業で960万円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、町道笠置山線供用開始を先行いたしまして、道路附属施設が未設置であるため、早期に安全対策といたしまして、照明灯及び防護柵の設置を行うものです。今年度の事業内容は、前年度に引き続きまして、道路照明灯及び防護柵等の安全施設を設置するものでございます。本事業には、特定財源の社会資本整備総合交付金と過疎対策事業債を充当いたします。

続きまして、広域連携事業工事につきまして御説明させていただきます。

予算額につきましては240万円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、京都府自転車活用推進計画の自転車の活用による環境負担の軽減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど、新たな課題に対応するため、交通の安全確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進を図る目的並びに広域的な観光振興や地域発展に基づきまして、府北部では海の京都、丹後半島サイクルロードが、府中部地域では京都「ゆラリー」サイクルロード、京都丹波周遊サイクルコース、府南部におきましては、京都やましろ茶いくるラインが整備されております。府南部では、京都やましろ茶いくるラインが整備されていますが、現時点では、東部3町村がサイクルコースの一部整備、または、未整備となっております。本町も京都府の目的に基づきまして、京都やましろ茶いくるラインの整備に参画するものでございます。

実施内容は、京都府がサイクルコースに指定されております町道笠置山線の路肩コースに案内板を4本設置と、路面にサイクルコースを示す2.5メートルの茶色の破線16本を道

路に表示する工事です。本事業費には、特定財源の社会資本整備総合交付金を充当いたします。京都府さんでは、今後、さらなる観光客を誘致し、広域的な観光振興や地域発展を図るため、各サイクルコースをつなぐ予定となっております。

次に、予算書73ページ中段と主要事業調書27ページをお願いいたします。

橋梁維持事業で2,281万6,000円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、老朽化いたしました橋梁の定期点検と橋梁保全工事を実施いたしまして、安心・安全な道路ネットワークを確保するものです。今年度の事業内容は、長寿命化修繕計画に基づきまして、橋梁1橋（不動谷橋1）の維持補修工事を実施いたします。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、5年に1回、町が管理しております橋梁30橋の定期点検を実施いたしまして、点検結果に基づきまして、長寿命化修繕計画の更新を行うものでございます。

主な事業の予算内訳につきましては、橋梁点検及び計画更新業務に1,560万円、不動谷橋1橋梁維持修繕工事に660万円を計上させていただいております。本事業には、特定財源の道路メンテナンス事業補助と過疎対策事業債を充当させていただきます。

次に、予算書の74ページをお願いいたします。

7款土木費、3項河川費、3目河川改良費、河川改良事業で249万2,000円を計上させていただいております。

主な事業といつしましては、河川維持修繕工事に180万円を計上させていただいております。工事場所は西畷川でございます。

工事内容につきましては、河床が砂地であるため、水流により河床が洗堀され、両岸の護岸が浸食する可能性があることから、河床の砂地部分をコンクリートで固め、護岸への浸食を防止する工事でございます。

次に、予算書は同じページ中段と主要事業調書28ページをお願いいたします。

住宅維持管理事業で2,667万9,000円を計上させていただいております。

事業内容につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づきまして、住宅の維持修繕及びバリアフリー化等を進めまして、住みよい住環境整備を図るものでございます。今年度の主な実施内容は、有市住宅のバリアフリー化で、4棟の浴室改修と奥田住宅1棟の耐震改修修繕設計及びバリアフリー化設計を実施いたします。また、町営住宅維持に係る除草及び側溝清掃業務も実施いたします。

主な事業の予算内訳につきましては、奥田住宅1棟の耐震設計業務委託料に240万円と、

同じく、奥田住宅1棟の風呂修繕設計業務委託料に120万円の合計360万円を計上しております。有市住宅、奥田住宅、後谷住宅の除草、側溝清掃及び修繕工事費に350万円を、有市住宅バリアフリー化で4棟の浴室改修工事費に1,560万円を計上しております。特定財源の住宅使用料と社会資本整備総合交付金と住宅債を充当させていただきます。

以上で、建設産業課が所管いたします歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（吉田和秀君） それでは、人権啓発課が所管します予算について説明させていただきます。

予算書の49ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、人権問題啓発事業では、人権学習公開講座の講師料や、街頭啓発で配布される啓発物品で48万7,000円を計上しております。

次に、人権啓発活動地方委託事業でございます。

この事業は、法務局から委託を受けている事業で、人権の花運動に係る費用と人権啓発レンダー作成費用で20万1,000円を計上しております。

ページ変わりまして、50ページをお願いいたします。

2目社会福祉施設費でございます。隣保館運営事業全体で578万2,000円を計上しております。

まず、隣保館運営事業で前年度比348万6,000円減額の90万3,000円を計上しています。会計年度任用職員の雇用終了のため、減額となったものでございます。

次に、隣保館デイサービス事業では、高齢者福祉の増進や引きこもり防止等を目的に、健康福祉事業を実施しております。主なものとしまして、電位治療器の福祉用具レンタル料と機器の適正利用を図る見守り補助として、会計年度任用職員を配置しており、事業費436万1,000円を計上しております。

続きまして、人権啓発事業では、各種人権啓発集会への参加旅費や、人権啓発協議会などの負担金と研修参加費、解放文化祭の補助金などで142万円を計上しております。

次に、地域交流活性化支援事業の課題対応型支援事業では、給食サービスを通じて高齢者との地域社会でのつながりを深めるとともに、見守り活動を行っております。主なものとしまして、調理員の報酬や食料費などで145万8,000円を計上しています。

笠置会館管理事業といたしまして、笠置会館の施設の維持管理に係る費用として、通信運

搬費、浄化槽管理に係る費用や備品購入費等で149万2,000円を計上しております。

以上、人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） ここで休憩をします。

休 憇 午前11時02分

再 開 午前11時15分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。

議案第24号の質疑につきましては、歳入歳出とともに1款ごとに区切って、質疑を行います。

まず、歳入に関する質疑を行います。歳入に関する発言通告はありません。

1款町税に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで1款町税に関する質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで2款地方譲与税に関する質疑を終わります。

次に、3款利子割交付金に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで3款利子割交付金に関する質疑を終わります。

次に、4款配当割交付金に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで4款配当割交付金に関する質疑を終わります。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで5款株式等譲渡所得割交付金に関する質疑を終わります。

次に、6款法人事業税交付金に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで6款法人事業税交付金に関する質疑を終わります。

次に、7款地方消費税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款地方消費税交付金に関する質疑を終わります。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで8款ゴルフ場利用税交付金に関する質疑を終わります。

次に、9款自動車取得税交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで9款自動車取得税交付金に関する質疑を終わります。

次に、10款環境性能割交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで10款環境性能割交付金に関する質疑を終わります。

次に、11款地方特例交付金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで11款地方特例交付金に関する質疑を終わります。

次に、12款地方交付税の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで12款地方交付税に関する質疑を終わります。

次に、13款分担金及び負担金の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

1節の児童福祉費負担金。保育所の現年分で、前年度と比較をしまして29万1,000円の増の82万円が計上されております。内容について、説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和7年度におきましては、保育所におきまして継続9名、それから、新規見込みを1名を予定しております。継続9名のうち、2名の方の保育所の利用料、それから、新規見込みの1名の方の利用料合わせて3名分の利用料として、82万円を計上させていただいているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで13款分担金及び負担金に関する質疑を終わります。

次に、14款使用料及び手数料の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

1目総務の使用料の2節の交流施設使用料が前年度と同額の2万9,000円が計上されております。どのようなお考えで計上されたのか、お聞かせください。また、4目の住宅使用料の1節現年度分が前年度比56万6,000円増の275万7,000円が計上され、2節の滞納分が前年度比15万2,000円増の87万2,000円が計上されております。内容について、説明を願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

私のほうから、一つ目に御質問い合わせました交流施設の使用料について御説明させていただきます。

交流施設の使用料につきましては、内訳に説明に記載させていただいておりますとおり、サテライトワークスペース、お試し交流スペース、移住・定住プラザ、前年度と同額となっております。ほかの議員さんからもなんですかけれども、使用料のなかなか上がっていない施設で、前年同額というお気持ちなのかなというところでの御質問なのかなと思っております。

先ほどの当初予算の説明で、移住促進計画というのを策定したと御説明させていただきました。それによりまして、少し使いやすく、スマートキーと言います、今は、役場に鍵を借りに来ていただいて、開けていただいてというようなことになるんですけども、それを整備することで、直接、施設に行っていただくというふうなことも可能になりますので、まずは、それによりまして、もうちょっと増やしたいところではあるんですけども、まだ見込額として前年の同額を上げさせていただいております。

お試し住宅につきましては、1週間程度の利用、サテライトワークスペースにつきましても、2時間程度の積算、それから、移住・定住プラザも交流というところで1回分の使用というところの積算をしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えいたします。

現年度分の使用料の滞納につきましては、調定に対しまして約90%収納できるということで、現時点で275万7,000円が滞納額として上がるということです。滞納分につきましては、過年度分で55万4,158円、令和6年度分が31万8,720円で、87万2,000円が滞納分として上がってくることでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

交流施設につきましては、また、活発な利活用が図れるよう取組をよろしくお願いしたいと思います。また、今の住宅料の関係なんですが、全く分からなかつたんですけども、どうしてこれだけが上がったのかというような説明を、再度、お願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

収納の方に当たりましては、住宅の方に納付していただくということですが、なかなか納付をしていただけないということで、職員の方も徴収に行きますが、なかなか収納できないということで、この額になっております。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、建設産業課長、説明させていただきましたが、ちょっと補足といいますか、再度、説明させていただきます。

現年度分につきましては、家賃の算定に当たりまして、所得の応能割と、所得に応じた金額設定ということになっておりますので、利用者の方の人数は、少し減っているようではありますけれども、令和6年度の調定額の見込みといたしまして、当初と比べて上がっているというところでございます。

滞納につきましては、職員の方が直接徴収に行ったりもしておりますけれども、なかなか大きな金額の解消とはなってきていませんところではございます。徐々にですけれども、計画的に徴収、納付計画を出していただいたりして徴収を進めているところでございますので、できるだけ解消するように努めさせていただきますが、当初予算計上時の見込みといたしまして、何割程度というところが、先ほど言いました説明にもなりますけれども、そこで算定した金額となっているところです。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

住宅の使用料もそうなんですけれども、いろいろ徴収が難しいというような状況があるかと思います。今後、そういう未納にならないような努力をよろしくお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで14款使用料及び手数料に関する質疑を終わります。

次に、15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

1項の国庫負担金、1目の民生費国庫負担金の3節の児童福祉費負担金で、児童手当負担金が前年度比268万円の増、620万円が計上されております。内容について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

児童手当に関しましては、令和6年12月支給分から手当の制度が一部改正され、増額となっております。支給対象年齢が18歳までに拡充されたり、また、所得制限が撤廃されたりといった改正がなされております。それに伴いまして増額となっておりまして、国の負担

分につきましても同様に増額となつたため、今回、620万の計上をさせていただいているところでございます。

議長（西 昭夫君）ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）質疑なしと認めます。

これで15款国庫支出金に関する質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

議長（西 昭夫君）1番、由本議員。

1番（由本好史君）1番、由本です。

19ページの3目の衛生費府補助金で、上下水道経営基盤強化交付金が100万円、新たに計上されております。その内容について説明をお願いしたいと思います。それと、4目の農林水産業費の府補助金、2節の林業費補助金の林業改良事業補助金が新たに143万円計上されております。これについても説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君）答弁は誰ですか。

建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君）失礼します。

由本議員の御質問にお答えいたします。

上下水道経営基盤強化交付金100万円につきましては、水道事業会計で令和7年度に経営戦略改定業務委託を行います。そこに充当させていただく金額になっております。

続きまして、農林水産の府補助金、林業改良事業補助金、新たに143万円ですが、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業維持費、橋梁維持管理委託料260万円に充当させていただくものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君）ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）質疑なしと認めます。

これで16款府支出金に関する質疑を終わります。

次に、17款財産収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君）質疑なしと認めます。

これで17款財産収入に関する質疑を終わります。

次に、18款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで18款寄附金に関する質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで19款繰入金に関する質疑を終わります。

次に、20款繰越金の質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで20款繰越金に関する質疑を終わります。

次に、21款諸収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

雑入で施設光熱水費負担金が昨年度まで12万円計上されていたと思うんですけども、  
今回は計上されておらないんですが、その理由を説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

雑入におきまして、施設光熱水費負担といいますのは、笠置いこいの館におきまして、社会福祉協議会さんの方から電気代相当分というところで頂いていた経費となっております。  
今後、令和7年度につきましては、いこいの館の施設の管理全般ではないにしても、社会福祉協議会さんのほうに、業務を一部お願ひするという予定であります。そのため、今、この光熱水費と、それから、委託をお願いするための経費というところの調整をしておるところでございまして、そのため、当初予算には計上していないというところです。電気代を頂いて委託料をお願いするのか相殺するのかというところを、今、調整しているところで、決まり次第、また補正予算での計上等というところを考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで21款諸収入に関する質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで22款町債に関する質疑を終わります。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。まず、1款議会費の質疑を行います。議会費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。まず、西朋子議員の発言を許します。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

御質問させていただきます。

防災情報等受信サービス提供事業についてお伺いいたします。

タブレットを各戸に配布することですが、そのメリットは何だとお考えでしょうか。

今後、タブレットをどのように活用していくと考えておられますか。

タブレットの配布は、どのように考えておられますか。業者が配布することになるのでしょうか。

物価高騰等対策事業についてお伺いいたします。

1人当たり8,000円の地域振興券を配布されるということですが、この金額となった根拠は何ですか。

配布時期はいつ頃を予定されていますか。

もう一点、お伺いします。新会社設立準備事業についてお伺いいたします。

新会社を設立する目的は何でしょうか。

出資金として200万円計上されていますが、財源は何を充当されるのでしょうか。また、仮に、新会社が解散する場合、この出資金はどうなるのでしょうか。

新会社で行う事業はどのような内容でしょうか。

笠置町と新会社の関わりは、どういったものになるのでしょうか。お願いいいたします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいまの西朋子議員の御質問のところで、防災情報等受信サービス提供事業について御質問されたことにつきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、1点目のタブレットを各戸に配布するということで、そのメリットは何なのかというところの質問でございます。

先ほどの説明で少し触れさせていただきましたが、現在、運用しております防災行政無線につきましては、幾つかの課題があると認識しております。例えば、放送時間が決まっているため、その時間にその場所にいないと情報を受け取れない。また、何を言っていたのか分からぬときがあるが、再度、確認することができない。また、音声のみの放送であるため、高齢者の方にとっては聞き取りにくい状況、また、聴覚に障害がある方にとっては、配慮ができていない状態であります。また、同じ内容を何度も放送してほしくないとか、また、音が流れでほしくないときもあるなど、こういったお声を住民の方から頂戴することもございました。

町としましては、情報を分かりやすく、正確に伝えたいという思いや、その日に御自宅におられないことも想定しまして、複数回放送したいという思いなどもございまして、半ば強制的ではございますが、定時放送により多くの情報を、時には繰り返し、お伝えをしてまいりました。ただ、先ほど申しましたように、発信する行政側と受信する住民側とでは、双方の思いに相違があると感じていたのも事実でございます。

防災行政無線を補完する情報伝達手段としましては、広報誌のれんけい、お知らせ版、笠置テレビ、町のホームページ、また、笠置町公式LINEやインスタグラムなどのSNSなどを活用してまいりましたが、高齢者の方も使いやすく、多くの情報を正確にお伝えできる方法としまして、今回、タブレット端末の全世帯配布を決めさせていただきました。これにより、画面と音声での確認や、御自身の時間に合わせての確認が可能となり、また、放送だけではなく、画面上で基本的な防災情報などがすぐ確認できるようになります。

町としましても、放送設定のため、何度も無線室で作業をするという負担も少なくなりますし、文字数を気にせず、また、写真や図画を使って、伝えたい情報を分かりやすく配信できるようになるというふうに考えております。そのほか、今後、新たなアプリを搭載していくことにより、町民のニーズに合った活用ができるというふうに考えております。

続いて、2点目でございます。

今後、どのような活用を考えているのかという御質問でございます。

現時点で、担当課としまして検討している内容でございますが、タブレットのトップ画面に防災行政無線で放送するような情報をお知らせとして一覧で表示することをメインに考えながら、また、基本的な防災情報などを一目で見て分かりやすく掲載したいと考えております。タブレットと聞かれて、皆さん、スマートフォンですとか i P a d の画面を想像されるかもしれません、アイコンを並べるというのではなく、画面上に大きく表示したものを、ただタップしていただくというような方法で、高齢者の方も使いやすい仕様にいたしたいというふうに考えております。例えば、防災情報というボタンを押すと、防災に関する基本情報、また、浸水域などの情報が一目で確認できる。また、防災マップのボタンを押すと、避難場所や A E D の設置場所、それを地図上で分かりやすく表示できる。このようにしたいというふうに考えております。ほかには、暮らしの情報というボタンを押すと、広報誌やごみカレンダーのデータ版が見ることができたり、イベントの情報なども随時お知らせしたいと考えております。

さらには、今後の展開として考えておることでございますが、施設や公共交通の予約、食料品や日用品の購入、また、各種申請に使っていただいたら、一方通行のお知らせだけではなく、アンケート調査、出欠確認などにも活用できますし、独り暮らしの方や高齢者の見守り、また、町民からの災害情報の通報などにも活用したいというふうに考えております。もう少し活用を拡充していくとすれば、各地区の区長様に配信の権限を広めまして、地区の回覧板やお知らせ等、今は紙媒体で各御家庭に伺って、配達していただいたらしく思っておりますが、タブレットで区民の方限定で配信していただいたら、会議等の出欠確認にも使っていただけたらというふうに考えております。

本予算を議決をいただきましたら、4月から取組を進めまして、令和8年2月から3月頃の配布を予定しております。その間、住民の皆様には、アンケートに御協力をいただきたいと思っておりまして、その際には、いろいろな御意見をいただき、町民の皆様と共に笠置町に見合った新たなツールを創り上げていきたいというふうに思っておりますので、どうか御理解と御協力をお願いしたいと思います。

続いて、3点目のタブレットの配布方法の御質問でございます。

タブレットの配布方法でございますが、個別に配達する、また、個別にただ受け取りに来ていただくといった方法は考えておりません。職員と対面の上、こちらの説明に御理解をいただいてから、配布をさせていただきたいというふうに考えております。

現在、検討しております方法としましては、地区ごとや、ある程度、人数が集まる機会を

利用しまして、説明会を開庁日も含め、数回実施する予定でございます。その場でタブレットを実際に触っていただきながら、職員が丁寧かつ分かりやすく説明をさせていただきます。そして、理解をいただいた上で、そのタブレットを御自宅を持って帰っていただく。このような方法にしたいというふうに考えております。しかし、その説明会に参加できない世帯の方もおられますし、お一人お一人の実情に寄り添った方法で、配布、説明をさせていただきたい。また、説明会に参加された後、使い方が分からなくなった方に対しても、個別で対応したいというふうに考えております。ハード面については、委託先がいずれの業者に決まりましても、補修なども含めまして対応はしていただけるというふうには思っておりますが、町長の施政方針にもありましたように、この事業を通して、職員と町民の皆さんとのコミュニケーションを図りたいと考えております。顔が見える関係を構築しまして、役場に行けば、知った顔の人がいると思ってもらえるような役場づくりにも努めていきたい。そのためにも、ソフト面に関する相談などは、できる限り職員で対応したい、そのように考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 西朋子議員から御質問いただきました物価高騰等対策事業についてお答えさせていただきます。

まず、1人当たり8,000円の振興券ですが、この物価高騰等対策事業の財源となる国庫補助金、これ、物価高騰対応等重点支援地方創生臨時交付金でございます。これが、総額926万4,000円と内示がありましたので、それをもとに事務費、地域振興券の印刷代や送料、そういう事務費を除きまして、一般財源の持ち出しを最小限といたしまして積算した結果、1人当たり8,000円という金額になったものでございます。また、その配布時期でございますが、4月になってから業者の方、事業者さんの方に印刷のお願いをしたり、また、使える事業所の募集をしたりというところがございます。できるだけ早く配布したいというふうに考えておりますが、最速でも6月から7月頃の配布というふうになるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

それから、引き続きでさせていただきます。

新会社の設立準備事業でございます。

新会社を設立する目的を御質問いただきました。これにつきましては、町長の施政方針もございましたが、地方のにぎわいを創出いたしまして、持続的に稼げる町、誰もが希望を持てる町ということにするために、町が基盤を整え、町内外の事業者、笠置を盛り上げたい、

笠置の役に立ちたいと願う皆さんと共に、企画運営を進めたいというふうに思っております。笠置に関わる人が増えて、町の活性化を目指すためにも、町の事業、また、全般的に町がなかなかできないような事業を進めていただくためにも、新会社の設立が必要ではないかと考えております。

続きまして、2つ目の出資金でございます。

200万円の出資金を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、特定補助金等、特定財源というものはございませんで、一般財源となります。出資金の会社が解散した場合というところではございますが、これから設立する会社ですので、解散はないものとしてスタートさせていただきますが、仮に、解散となった場合についてのお話になりますが、出資金につきましては、会社法上、法律上は株主への返還義務はないとされているところではございますが、先ほども言いました一般財源となることもありますから、町に返還するべきものであるというふうに考えております。

3つ目に御質問いただきました新会社で行う事業でございます。

一番大きなものといたしましては、キャンプ場の管理運営になると考えております。現在、笠置町観光協会の方で管理運営をしていただいておりますが、これを新会社に引き継ぐことというところで協議を進めさせていただいております。また、実施主体として、イベントの開催や、シルバー人材センターの代わりとなるような人材バンク、また、移住・定住施策の窓口、こういったものを事業として、していただきたいというふうに想定をしております。

続いて、最後、4つ目に御質問いただきました町と会社との関係でございます。

当面の代表といたしまして、会社の代表は町長が担うこととなります。町から職員を派遣することも考えております。町と会社とが十分連携を取りながら、事業に取り組んでまいりたいというところでございます。新会社の運営が軌道に乗ってきましたら、代表の交代であったり、その会社が上げました利益につきましては、町へ還元いただくというふうなことが必要だというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 2番、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 2番、西朋子です。

もう一度、新会社設立準備事業についてお伺いさせていただきたいんですが、質問の中で、新会社で行う事業はどのような内容ですかということでお伺いしたんですが、新会社が設立されると、キャンプ場の運営は新会社が行うと言われましたが、観光協会は今後どのような事業を行われるのでしょうか。あと、新会社ができて、引き継がれるまでの間、キャンプ場

の運営はどのようにされるのでしょうか。現在、キャンプ場で働いておられる方はどのようになるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 西朋子議員の御質問、お答えさせていただきます。

まず、新会社が設立された後のキャンプ場の運営をさせていただくというところで、観光協会さんの今後についてでございます。

観光協会さんにとって、キャンプ場の運営というのが一番大きな収益になっていたと思っておりますので、このキャンプ場の管理運営を行わないということになると、収益も大きく減少されるものと推測されます。ただ、観光協会さんの方でも収益のある観光事業に取り組んでいきたいということをおっしゃっておられました。先月、2月ですけれども、産業振興会館の方で南朝協議会による講演会というものを開催いたしました。そういう講演会であったり、奈良市や吉野町さんなど、笠置町と歴史的に関係の深い自治体との連携事業や、旅行業を取得して民泊事業も広めたいというふうなこともおっしゃっておられましたので、そういう事業に取り組んでいきたいという意欲は持っておられました。

新会社ですけれども、設立に関しましては、この予算を可決いただいてから会社の設立に取り組んで、準備を進めますので、早くても7月というふうに設立時期は考えております。先ほど、予算の説明の中で、キャンプ場の管理運営につきましては、一旦、契約上は3月31日で終了するというふうに御説明させていただいておりまして、観光協会さんの方にはなりますが、この新しい会社がまだ3か月ほど後になるというところで、その間については、観光協会さんの方で契約延長というところの協議をさせていただきまして、一応、6月末まで延長をお願いいたしたところ、了承をいただいたというところでございます。

現在、キャンプ場の運営に従事されていただいている従業員の方々につきましては、就労の確保という観点からも、新会社において引き続き雇用させていただきますというふうなことも確約させていただいておりますので、新会社ができました際には、全ての方を社員として受け入れるというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 次に、向出議員の発言を許します。

7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

発言通告に基づきまして、質問させていただきます。

高校生の通学費補助事業についてです。

この事業については、高校生本人が笠置町在住であることが条件となっています。しかし、通学場所等により高校進学を機に、笠置から高校生本人が別の場所に住むということも過去にはあったように聞いております。今後、どうなるかはいろんな状況もありますけれども、ただ、そういう場合、この通学費補助の対象にはならないというふうにお聞きをしていますけれども、笠置駅の利用という目的も入っているということで、そういう対応だということでしたが、もう一方で、目的に子育て世帯の経済的負担の軽減も掲げておられます。やはり、その保護者負担、その保護者の方に、この高校通学費、通学定期代相当を支給するということで、笠置駅から木津駅間のその相当額ということですけれども、保護者の方の経済的負担というのが高校生の方が笠置町外にいる場合でも、同じように、やはりかかるものではありますので、やはり、この点、何とか支給できるように検討してやっていくということの考えはないでしょうか。お聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、高校生の通学費補助事業に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員の方からも言っていただきましたとおり、今回のこの高校生通学費補助事業に関しては、保護者負担の軽減も目的ではありますが、公共交通の利用促進というところも目的の一つとしております。この二本立てで事業を考えたときに、やはり、笠置町からの進学いただくというところで、人口の流出に少しでも歯止めをかけることができればという思いもございますので、高校生本人が町外在住した場合の保護者の在住の場合を対象にするというふうなことは考えておりません。先ほど言いましたとおり、対象はあくまで笠置町から通学いただくということを条件としたものでございます。

令和6年度におきまして、高校生の中学校卒業時に対する未来っ子応援給付金支給事務というところも拡大させていただいておりますので、そこら辺も含めまして、高校生に対しての通学費につきましては、笠置町出発というところを重点に置いたものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

高校進学に当たりまして、どういう高校に行くかというのは、一応、選択権としてあると

思うんですね。その中で、やはり幅広い、特に、遠くのところに通っていただくとなると、その総額自体が非常に高くなってくるということもあります。そういう経済的な理由から、例えば、交通費、少しでも通学費を安くするために、例えば、笠置町を出て町外にということになった場合でも、それは、まさに経済的負担が理由なわけですね。だけれども、そういう場合は対象になってこないということもあります。それから、笠置駅から木津川、それは当然、目的が笠置駅の利用促進という目的があるから、そういう規定ではあるんですけども、例えば、通学費全般ということをいえば、定額で、その相当額の定額というような基準とか、何パーセントで上限は幾らにするとか、そういう幅広いことも今後、含めていかないと、やはり経済的負担というところの視点というのが、この通学費の補助では一番大きい視点なんではないかなというふうに思います。笠置駅の利用促進については、様々なアプローチや制度も含めて考えていくことで、この問題だけでそういった差が出るということについては、やはり検討いただきたいというふうに思うんですけども、再度、もう少し幅広い考え方、制度の内容の見直しも含めまして、経済的負担を減らすというのが、この最大の大きなこの補助の目的、制度としての意義だというふうに思いますので、再度、答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員からの再度の御質問でございますけれども、これもいろんな関係で、向出議員からも御提案いただいておりますけれども、まずは、一つ一つから始める事かなと思っておりまして、例えば、御提案の部分でいったとしても、やっぱり事務的なものであったりとか、提出する書類とかというような形のものも、かなり複雑になってくるかなというのもありますし、そこで考えた場合、例えば、またほかに弊害というか、課題も出てくるのかなと思っておりますので、こちらの方は、実際のところ、これ、南山城村さんとも協議して、調整して行ってやっているものでございますので、まずは、この視点でスタートさせていただきたいということ、あと、また今回も、向出議員からの御提案分につきましては、やはり、幅広く総合的な観点での子育て支援の中でという形での検討とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

何点かありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、28ページ、事務機器等賃借料が前年度比49万6,000円増の138万2,000円が計上されております。内容について説明を求めることがあります。それと、29ページ、持続的コミュニティ活動応援事業25万円が計上されております。町内活動団体に補助するということですが、具体的に詳しい内容をお聞かせ願いたいと思います。それと、31ページ、文書広報費で防災情報等受信サービス提供事業として、全世帯にタブレット端末を7,867万2,000円をかけて配布するということですが、タブレットを配布後、防災無線の戸別受信機を廃止されるのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

それと、32ページの3目財政管理費、前年度は過疎地域持続的発展基金が1,000万円計上されておりましたが、令和7年度は、この基金に積立てをしないことなのか、お聞かせ願いたいと思います。それと、32ページの5目の財産管理費、財産管理事業で会計年度任用職員報酬が新たに16万2,000円が計上されております。これについてもお聞かせ願いたいと思います。それと、34ページ、財政管理費の建設産業課分の土地の賃借料が14万1,000円、これが皆減となっております。その理由について説明を願いたいと思います。それと、スマイルセンター管理事業で前年度比26万4,000円増の78万4,000円が計上されております。その理由についてもお聞かせ願いたいと思います。それと、36ページ、交流施設等管理事業で会計年度任用職員報酬が新たに計上されております。それについても説明をお願いいたします。それと、37ページの物価高騰等対策事業が新たに945万3,000円が計上されております。町内の登録事業者で利用できるということで、以前から町内であまり使えるところがないということで、全国的に使える、そういった商品券をお願いしたいというようなことも申し上げていたんですが、それはどうなのかということをお聞かせ願いたいと思います。それと、最後に40ページの2項徴税費、1目税務総務費、税務総務一般事務で、電子申告システム設置連携対応保守の委託料が皆減となっております。令和7年度は必要ないことなのか、そのあたりの説明もお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいま由本議員より御質問がございました総務財政課が所管しますものにつきまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、28ページの一般管理事業におきまして、事務機器等の賃借料が前年度より増額している理由でございます。

役場の方で使っておりますデジタル複合機全般ですが、単価改定によるものの増額でございます。

続きまして、29ページ、持続的コミュニティ活動応援事業、これの25万円の計上というところでございます。

今まで、自治会に対してのまちづくりの補助金というところで取り組んできたところでございます。自治会の方でも要望もございますし、なかなか自治会だけでも難しい課題というのも出てきております。もちろん、役場だけでは取り組めないというようなところもございまして、地域の中で居場所づくりですとか、高齢者の見守りなど、この補助金の目的であります持続的な、これから笠置町、みんなで頑張っていこうという、地域で頑張っていこうというふうな活動をされている団体さん、幾つかございますので、そういうところに補助ができないかというところで考えさせていただきました。上限を5万円とさせていただきまして、当初予算には5団体を予定で計上させていただいているところでございます。

続いて、31ページ、文書広報費で上げさせていただいている防災情報等の受信サービス提供事業でございます。タブレットの配布後、防災無線の戸別受信機を廃止されるのかという御質問であったと思います。

説明の方でも申し上げましたとおり、今回は防災行政無線を補完するということで、現時点では考えております。ただ、防災無線につきましては、何年かごとに更新を迎える予定になっております。令和5年度につきましても操作卓のほうを6,600万円ほど計上して更新をさせていただきました。今、総務省が示しております規格につきましては、T86というものを使っております。そのT86の機器につきましても更新を迎えるということになっておりまして、さらには、新しい新規格というのがございまして、そちら、T115というような規格に更新をするという時期も約7年後ぐらいに迎えることとなっております。その間、金額で言いますと、T86の更新につきましては2,000万以上の更新を予定しておりますし、T115の更新につきましては1億5,000万ほどの見積りを、現在、いただいております。そういった中で、今回、タブレットの配布につきましては、7,800万円ほどの予算を計上させていただいたところでございますが、防災無線の更新にもかなりの金額を要するというところ、現在、認識をしております。

そういった中で、由本議員がおっしゃいましたような戸別受信機の廃止というのも考えていかなければならぬのかなというところに来ておると思います。その時期が来てからでは遅いということで、この更新時期を迎える間に検討を進めていきたいというふうに考えており

まして、その7年間の中で、このタブレットが高齢化が進んでいる当町において、どれだけ活用いただけるのかというところも検証しながら考えていきたいというふうに思っております。もちろん、防災行政無線というのは、また違う目的もございますので、簡易局ですとか屋外局全てを廃止するというような考えは持っておりません。まずは、戸別受信機の方をどうするかというところを検討をしていきたいというふうに考えております。

続いて、32ページの財政管理費のところで、過疎地域持続的発展基金の積立てをしないのかというところでございます。

先ほど、タブレット端末にも関わることでございますが、この事業につきましては、補助金を2分の1活用させていただきます。その残りの2分の1をどうしようかというところで検討をさせていただいたところ、過疎対策事業債のソフト事業が使えるということを知りまして、それをぜひ活用したいと考えました。しかし、過疎対策事業のソフト事業というのは、笠置町が使える限度額がございまして、そちらが3,500万円というふうになっております。過疎地域持続的発展基金につきましては、今まで答弁をさせていただきました公共施設の除却事業に使いたいということで積立てをしてまいりましたが、今回は、限度額3,500万円をこちらの事業に使わせていただきたい、積立てにつきましては、来年度もできることでございますので、今年度の分についても来年度の積立てということで、過疎対策事業債のソフト事業を活用して、今年の分も来年度に積んでいきたいというような考え方を、今、持っております。

続いて、32ページです、5目財産管理費の財産管理事業におきまして、会計年度任用職員の報酬を新たに計上しているということの御質問だったと思います。

先ほど、説明の方でもお伝えしましたとおり、職員の駐車場の使用負担金というのを令和7年度から予定しております。それまでは駐車使用料の免除ということで来ており、職員が止めている駐車場等については、職員の方で草刈り等を整備をお願いしたところでございますが、職員の使用料を徴収する代わりに、駐車場の草刈り等については、会計年度任用職員を雇用しましてやっていたいただくというような方式に変えていこうというところで、駐車場も含めまして、いろいろと草刈りが必要な町有施設が、町有地がございますので、会計年度任用職員の報酬ということで計上させていただいた次第でございます。

続いて、34ページ、一般管理費の建設産業課分の土地賃借料でございますが、こちらは総務の財産管理事業へと変更しているところで皆減ということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

続いて、34ページのスマイルセンター管理事業で、前年度比26万4,000円増になっている理由というところの質問であったかと思います。

消防設備点検を毎年していただいているんですが、その結果を受けまして、消防より指摘のありました自動火災報知器の修繕ということで、1点挙げております。また、電気代の増額というところで、合計で増額の計上をさせていただいているところでございます。以上、総務財政課の所管します事業につきましては、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員から御質問いただきました商工観光課所管の分についてお答えさせていただきます。

36ページで御質問いただきました交流施設等の管理事業でございます。

こちら、会計年度任用職員の報酬を挙げておりますが、交流施設につきましては、サテライトオフィス、サテライトワークスペースであったり、3つの施設を持っているところを管理しているんですけども、今まで職員がそこの草刈り等を行っておりました。ただ、令和6年度におきまして、職員でやっておったところですが、なかなか、きっちりできていないところもあったり、また、作業をしたことによりまして、ちょっと怪我をしたというところもありましたので、令和7年度につきましては、会計年度任用職員の方にお願いして、草刈りをしていただくというふうに計上させていただいたものでございます。商工観光課の分は以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員からの御質問にありました電子申告に係る保守委託料の件でございます。

こちらの件につきましては、令和7年度から税機構の方で、まとめてやっていただけるということですので、税機構の負担金の中に計上させていただいております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど、由本議員御質問いただきました物価高騰等対策事業について、まだ御回答させていただいておりませんでしたので、改めて回答させていただきます。

今回、地域振興券を配布するというところで、由本議員おっしゃっていただきましたように、令和5年度については商品券も配布したところではございます。全国で利用いただける

商品券で、好評であったというところも、利用される方について、好評やったという御意見もいただいたんですけども、町内事業者さんからは商品券自体が町内の事業所で使えない、うちの店では使えないけれども、その商品券を持ってこられたというふうな苦情もいただいたところでございます。また、町内事業者さんの収益となる、商品券になりましたら収益とならないというところもございまして、今回、また地域振興券のみの配布というところにした、設定したところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

持続的コミュニティの活動応援事業、5団体になるというような話でした。そうしたら、この補助金を頂くにはどういう手続を踏めばいいのか、そのあたりを教えてください。それと、先ほどの商品券なんですけれども、商工会の方もプレミアム商品券ですか、出されるんですけれども、本当に町内で使えるようなところが、もう店がないというようなことで、かなり困るような状況だと思うんですね。その商工会のプレミアム商品券も、なかなか販売が思わしくないようなことで、毎年、言っていると思うんですけども、そのあたり、今回は町内の登録業者に限ることであれば、仕方がないんですけども、そういういた住民さんが使いやすいような商品券の発行とか、また今後、検討いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

持続的コミュニティ活動補助事業の件につきまして、お答えをさせていただきます。

当初予算で5団体というところで計上させておりますが、現在、5団体あるという把握をしているというわけではございません。この補助金が使えるのであれば、私たちも頑張ってみようかなと思うところで、団体が幾つかできたらいいなというふうな思いは持っておりま

す。  
申請につきましては、経費のかかることですので、申請時には、どういった活動内容をしていただいて、どういうふうな経費がかかったのかというところで見させていただいて、その上限5万円について、補助の決定をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

新会社の設立についてお聞きをいたします。

以前はキャンプ場の管理については、特に、まちづくり会社があつて、そこに任せるとも言い切った形ではなかつたと思いますけれども、そういう方向が示されておりました。それで、キャンプ場の管理についてなんですかけれども、以前から、まちづくり会社の方に、もう任せっきりというふうに考えておられたのか、そうではなくて、幅広い事業者を公募するなどした中で、一番いいものを選ぼうというふうに考えておられて、ただ、今回みたいに変更になったということでいいのかどうかという点をお伺いしたいということがあります。それから、いこいの館のことについていいますと、以前は、町営だったことがありまして、それもやはり、職員の労力等も、なかなか大きいというような中もあって、さらに、民間のノウハウも利用したいということで、民間業者に委託する形が取られてきました。キャンプ場は、もちろん、単純に営利を目的とする場所ではないんですけれども、やはり、職員の労力等を考えていく場合に、その公募なり、プロポーザルなども含めまして、その幅広い選択肢の中から、最終、町が判断することになると思うんですけれども、やっぱり、ありとあらゆる選択肢を持った上で、一番いいものを、一番いい状況で判断されるのがいいのではないかというふうにも思うんですけれども、そうしたあたり、そして、また、新会社ですね、株式会社という形で設立するということなんですかけれども、今、このゆびとまれプロジェクトということで、いろんな有志の方等、集まつていただきまして、御意見もいただいているという形で、形はできてきていると思うんですけれども、その株式会社という形にしなければいけない、つまり、例えば、任意の社団なり、総任意的な組織であるとかではいけない、そうではなくて、株式会社にするということになっているということについての意義というか、検討の、こういうふうになった結果の判断、どういうふうな理由なのか、その点も含めまして、答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの新会社に関する向出議員の御質問でございますけれども、これ、先ほどの他の議員の方からの御質問のところで、設立する目的は何かというところで御説明させていただいたのは、やっぱり、まちのにぎわいをつくるということ、そして、持続的に稼げるまちにしたい。例えば、誰もが希望持てるまちとするために、町がその基盤を支えて、町内外の事業者さんや笠置を盛り上げたい、笠置の役に立ちたいと願う皆さんに、企画に運営に関わっていただきたいということ。その関わる人が増えて、まちの活性化を

目指すために新会社を設立するというのが目的であるということでございます。まずは、大前提になるのがそれでございますし、でしたら、まず、キャンプ場の運営についてですけれども、当初、すみません、私が引き継いだ段階で、昨年の4月1日の段階で引き継いだ段階で、正直なところ、キャンプ場の運営は観光協会さんから、この7年3月をもって終了したい、するということが決まっているという形で、私、引き継ぎを受けました。その際に、様々な検討をしてまいったわけなんですけれども、確かに、その当時、想定したのは、本当に様々な、幅広いことは考えました。もちろん、プロポーザルというのも考えましたし、自分でやるというのも含めて考えました。ただ、やはり、先ほど申し上げました設立の趣旨というところを、例えば、任せているだけでは、あくまでもキャンプ場の運営だけで終わってしまいますから、それだけでは、もちろん、キャンプ場の収入から得られる収益もあるでしょうけれども、それは、例えば、指定管理の方にやってもらうと、指定管理の方にいくわけですから、直接、じゃ、町の方に役に立つかということを考えたときには、やはり、じゃ、自分たちで会社を起こす方がいいんじゃないかなと、その収益を使った上で、稼げるまちを実現していこう、そういう、だから、私たちだけではなく、町の事業者さんとか、先ほど、このゆびとまれプロジェクトのメンバーなんかもそうなんですけれども、いろんな方に関わっていただきたい。それでもっともっと大きくしていきたいですし、もっと新しい事業にも展開していきたいということを考えますと、やはり、その町で、そのキャンプ場で得た収益というのは、非常に大切なものになるのかな。なかなかこれ、一般財源を使ってやることもできませんので、やりにくいものもありますから、やはり、得た収益を使ってやりたいという思いもございます。それが、結果として、今回、掲げました希望のまち、「希望を生むまち」ということのコンセプトになってくるんですけども、そのような経過も踏ましたところ、最終的には会社にしようということでございます。それと、あと、あくまでも会社としてのもうけも追求します。それは大きくしないといけないからです。そのことも考えますと、やはり、営利を目的とすることですから、やっぱり、株式会社が一番適しているという判断をしたところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

もう少しお聞きしたいんですけども、様々、その理由はあると思うんですけども、一つは、キャンプ場の利益というのが町になかなか、町に還元されてこなかったという経緯があったと思います。そういう仕組みの中の一つとして、新会社の方でやられるという意義は

あると思っております。ただ、その一方で、様々なその事業、実際に事業、例えば、単純にトイレの清掃であるとか、窓口業務とか個別のこととか、いろんなほかの議論で、例えば、こういう事業をしようとか、イベントしようとか含めまして、全て会社の方でやるのか、それとも、今後、個別にはそういう事業分担してもらう、プロポーザルなり公募という形で案も出してもらって、つまり、集まった方だけじゃなくて、様々な意見を実際いただいて、その話し合いの結果、こういう方がいいと、まとまったものを、そういう業務を委託する場合も想定されているのか。今、聞いておりますと、新会社の中で話し合ったことを、そのものが、新会社自身が全部やってしまうということになる。かなり負担があつたりとか、無理があるんじゃないかなという部分もありまして、そのあたりというのは整理されているのか、もう少し幅広い選択肢も含めまして、どういうお考えかをお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） 町のその新しい会社が全て決定するのかという点でございますけれども、このあたりは、かなり幅は取っているつもりでございます。ただ、やはり、一番のコンセプトというのが、町の事業者さんが稼げるまちにしないといけないというところが、一番、これ、最大の目的にしておりますので、となれば、まずは町の事業者さんが自分たちが稼げるまちにするには、自分たちがもうけるためにはどうしたらいいかということを考えていただきたいわけなんです。ですから、イベントの関係も、今回は町で、例えば、町側として、例えば、花火をやるとか、鍋をやるとか、もみじ祭りをやるとかというのは、一切、こちらの方からは提示はしておりません。あくまで補助金という形で出しているんですけども、それは、あくまでも町の人たちが自分たちのもうけになるようなイベントをやっていただくのであれば、それに対して補助しましょうということになりますから、今までとは全く性質は変えております。ということで、まずは、基本は町の事業者さんと会社とが一緒になってやりたいなということは、一つ、思いがございます。ただし、町の事業者さんだけでは、多分、どんどん広がってくると思います。例えば、イベントをやるにしても、町の事業者が単独だけで、またイベントを組むのではなくて、また、その得意な方とかもいらっしゃいますし、その中には、今、私どもの観光振興プロデューサーもそうですし、このゆびとまれプロジェクトの方にも、これから働きかけていく中で、やっぱりどんどん広がっていくと思いますから、そのいろんなネットワークで、どんどん広げていく中で、最終的にやることを決めたり、運営方針を決めていったりというようなものもあると思いますから、そういう意味では、参加の幅というのは、このスタート時にどこまで広がるかというのは別にしてですけれども、

将来的に見ているのは、やはり、関係性を広げていく。その中で、また、今度、笠置に事業所を出したいという方も増やしていきたいわけですよ。そういうことも、狙いも考えますと、やはり、どんどん関係する人を増やしていくというのが目的ですので、新しくつくる会社だけで決めるのではなく、それはあくまできっかけであるということと、物事の支えを、一番の支えを、ベースをつくるということでの会社が必要だと私は考えるところでございます。

町として考えるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで2款総務費の質疑を終わります。

ここで休憩をします。

休 憩 午後0時27分

再 開 午後1時45分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3款民生費の質疑を行います。民生費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

52ページ、4目老人福祉費、高齢者福祉事業で前年度比159万円の減額の566万7,000円が計上されております。内容について説明をお願いいたします。それと、54ページ、5目老人福祉施設費、職員人件費で再任用職員の経費が皆減となっております。その理由についても説明をお願いしたいと思います。それと、57ページ、結婚・子育て応援住宅総合支援事業で前年度比が135万円の減額の70万円が計上されております。これにつきましての理由について御説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、52ページの老人福祉費、高齢者福祉事業で159万円の減額の内容でございます。

まず、大きなところでいいますと、外出支援サービス事業として、サービス事業につきまして前年度比67万5,000円の減額となっております。利用者の人数の方は増えておるんですが、延べ回数的に減っているというところでの減額をさせていただいております。

それから、中ほどにあります老人クラブ活動補助事業でございます。

前年度比 5 9万 7, 000 円減額させていただいております。老人クラブ連合会解散に伴いまして、連合会部分の補助は減額させていただきまして、7 年度につきましては、単位老人クラブ、3 クラブあるんですけれども、それのみの補助金として 1 4 万円を計上させていただいております。

それから、老人手当支給事業ですが、これにつきましては、令和 6 年度では 279 人、当初では見込んでおりました。それが令和 7 年度では 258 人のマイナス 21 人というところで、21 万 2, 000 円の減額となっております。主な内容については以上でございます。

それから、54 ページでございます。

54 ページの老人福祉施設費の再任用職員の減額でございますが、これにつきましては、任期満了に伴っての減額となっております。

それから、57 ページでございます。

57 ページの結婚・子育て応援住宅総合支援事業でございます。これにつきましては、説明でも少し触れさせていただいたんですけども、令和 7 年度におきまして、京都府の結婚・子育て応援住宅総合支援事業が新たに改正されることになります。それに伴って、住宅購入やリフォームの助成ということで、最大 35 万円の助成金で 70 万ということで、2 件分をこちらのほうで上げさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1 番、由本議員。

1 番（由本好史君） 1 番、由本です。

それでは、5 目の老人福祉の施設費、職員人件費で任期満了ということで皆減ということになっておるということなんですが、そうしたら、この部分の職員は、もう必要ないというようなことでよろしいんですか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の再任用の職員の後任というところになるかと思うんですけども、今現在、調整しているところでございまして、4 月 1 日からの体制に向けて、庁内の方で調整をしていくところというところで御理解いただけたらと思います。

議長（西 昭夫君） 1 番、由本議員。

1 番（由本好史君） 1 番、由本です。

そうしたら、調整ができたら、今度、補正予算とかで計上されるということなのか、その

調整までには、この職員は置かないということなのか、その点、お答え願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほど、岩崎課長の方から任期満了と説明させていただいております。再任用につきましては、上限年齢65歳となりますので、今現在、その1名分の職員の費用といたしまして、減額としているところでございます。人件費に代わるものといたしまして、会計年度任用職員の対応というふうになるかと思いますが、その職務について、勤務状況、勤務の形態等も確認した上で、不足分につきましては、補正計上させていただく必要があるかと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。衛生費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費の質疑を行います。農林水産業費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

67ページの森林経営管理事業ですが、笠置町の森林の多くは所有者の方が管理できない状況だと思います。こういった場合、所有者は町に経営管理の委託をするんですよね。その場合、費用が発生するのか、また、この610万5,000円はどのように使われるのか、説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

費用については発生いたしません。610万5,000円の使い道ですが、森林経営管理事業委託料としまして267万4,100円、森林整備事業といたしまして343万350円となっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

そうしたら、所有者の方が町に経営をお願いしようと思ったときは、どういった手順になるのか、また、その、今の267万なり、三百四十何万というやつは、どちらへ払われるのか、その点、説明お願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

所有者の方は、森林サポートセンターから意向調査を行いまして、「お願いします」か、「もう自分で管理します」とお答えを返してもらって、管理をお願いしたいという場合には、町管理で事業を進めていきます。森林経営管理事業委託料は、森林サポートセンターにお支払いしております。森林整備事業につきましては、笠置町森林組合の方に伐採の方をお願いしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

そうしたら、町の方へお願いするということになったら、町の方が管理する。どういった管理をされるのか、そのあたり、説明願えますでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 管理といたしましては、伐採したところを確認しているだけになります。土地を管理するとかにはならないです。あくまでも、木材の伐採の管理ということになります。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 今の答弁が、少し不十分やったと思うので、質問の方、もう少し具体的に答えられるような質問の仕方してください。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

笠置の森林の多くは管理ができていないと思うんですね。そういう場合、伐採をした後というのがよく分からぬんですけれども、例えば、枝打ちするなり、間伐するなりという

ことの管理ではなくて、全て伐採してからが町が管理するんですか。その辺がよく分からないんですけども、その点詳しく説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憇 午後2時01分

再 開 午後2時20分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの由本議員の質問に対する答弁ですが、3日目に説明をしていただきます。

由本議員、それでいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。商工費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

68ページの観光費で、前年度でホームページの維持管理委託料や観光協会補助金、それと、伝統的行催事補助金が皆減となっております。その理由について説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 由本議員から御質問い合わせました観光事業費の中の項目について説明させていただきます。

ホームページ管理委託料、それから、観光協会補助金、伝統的行催事補助金というところですけども、ホームページに関しましては、以前から開設しておりました「石の国」という商工観光課独自で持っていましたホームページになります。これにつきましては、組織の改編もあることから、一旦、見直しをしようということで、今回、計上をしておりません。それから、補助金関係で、観光協会の補助金ですが、今年度、見ていないところであります。それと、伝統的行催事補助金、こちらについても、観光協会への補助金でございましたが、どちらも減額をしたものでございます。

理由といたしましては、今後、観光に関する事業については、新しい会社が受け皿といった

しまして事業を実施していくというところで、観光協会のされる事業につきましては、委託をするなりという形で、それも、新しい会社の方から委託をするなりという方法を考えておりますというふうに考えておるところでございますので、町からの補助金については、見直しをかけたというところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。土木費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。消防費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。教育費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。公債費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで10款公債費の質疑を終わります。

次に、11款諸支出金の質疑を行います。諸支出金についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで11款諸支出金の質疑を終わります。

次に、12款災害復旧費の質疑を行います。災害復旧費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで12款災害復旧費の質疑を終わります。

次に、13款予備費の質疑を行います。予備費についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで13款予備費の質疑を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。歳入歳出全体の発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号の質疑を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第25号、令和7年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

令和7年度につきましては、令和6年度と大きく変動するものを説明させていただきます。一部、説明を省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承ください。

なお、国民健康保険税につきましては、次年度も保険税率を据え置きとさせていただき、算出しております。

それでは、歳入について説明いたします。

7ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税におきまして、前年度より234万4,000円の減で1,989万1,000円としています。被保険者290人程度と見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、4目子ども・子育て支援事業費補助金を新設し、59万4,000円を計上しております。令和8年度から、国民健康保険事業費納付金に子育て支援に係る納付金が加算されることに伴うシステム改修費の補助金となっております。

4款府支出金、1項府補助金、本年度予算額1億7,185万7,000円、前年度比1,518万2,000円の減。歳出の療養諸費及び高額医療費等に係る経費分のほか、特別調整交付金分を計上しております。

続いて、歳出について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費委託料で76万2,000円を計上しております。そのうち、システム変更作業委託料としまして65万4,000円を計上いたしておりますが、主なものは、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修の経費で、財源は国庫支出金でございます。備品購入費で42万円を計上しております。国保業務端末の更改による費用でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で、前年度1,207万3,000円減の1億3,015万3,000円。

2款高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で、前年度比357万5,000円減の1,636万9,000円を計上いたしております。いずれも令和6年度推計を含めた3か年平均に、突発的な医療費請求に対応できる費用を上乗せして算出いたしております。

次に、13ページお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分3,653万4,000円、2項後期高齢者支援金等分977万8,000円、3項介護納付金分381万円を計上しております。こちらにつきましては、京都府から示されました市町村国保事業費納付金の金額でございます。

1款保健施設費、1項保健施設費、1目保健衛生趣旨普及費委託料で115万2,000円を計上しておりますが、そのうち、令和7年度からの取組としまして、口腔機能の衰えを予防するため、歯科検診に係る経費といたしまして19万3,000円を計上し

ております。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第25号の質疑につきましては、歳入と歳出に区切って質疑を行います。議案第25号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第26号、令和7年度笠置町介護保険特別会計予算の件について御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

なお、一部、説明で省略させていただくところがございますので御了承ください。

まず、歳入の部でございます。

1款保険料、1項介護保険料では被保険者約619人を対象に、特別徴収、普通徴収合わせて5,060万1,000円を計上させていただいております。

3款国庫支出金では、1項の国庫負担金で4,526万9,000円を、2項国庫補助金では2,092万9,000円を計上いたしております。介護給付費や地域支援事業の国負

担分となっております。

8ページでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金では、2号被保険者の負担分として7,040万5,000円を計上させていただいております。

5款府支出金では、1項の府負担金で3,769万円、2項府補助金で231万7,000円を計上いたしております。国同様に、介護給付費等の府負担分となっております。

9ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰出金では、介護給付費の町負担分や事務費に関する費用などで、合わせて4,586万5,000円を計上させていただいております。

7款繰入金、2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金として601万5,000円を計上いたしております。歳入部分の調整でございます。

10ページをお願いします。

下段、9款諸収入、3項雑入では、おたっしゃくらぶ等の自己負担分など、合わせて107万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、11ページ、歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費では56万1,000円を計上いたしております。一般管理費では、介護保険事務全般に係る費用として、41万1,000円を計上いたしております。標準化に伴う様式変更に伴う印刷製本費では12万円を計上いたしております。

2項徴収費、1目賦課徴収費でございます。1万9,000円を計上いたしております。封筒代作成でございます。

3項の介護認定審査会費では、認定調査や認定審査会に係る費用として93万2,000円を計上いたしております。

12ページでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございます。

1目居宅サービス給付費では、前年度76万1,000円減の1億1,135万1,000円を計上いたしております。デイサービスなど在宅の方へのサービスでございます。令和4年から6年の実績見込みの3か年平均で計上させていただいております。

3目の施設介護サービス給付費では、前年度212万2,000円増額の1億647万9,000円を計上いたしております。これは、特養など施設入所されている方へのサービ

スで、これも令和4年から6年度見込みによる3か年平均を計上させていただいております。

なお、令和6年度は、リハビリを行う老人保健施設の給付費が平均よりも増額となったことなどにより、これらが影響して、令和7年度の当初では増額となっております。

それから、6目居宅介護サービス計画給付費では、ケアプラン作成の経費として860万1,000円を計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費でございます。これらにつきましては、要支援者の方へのサービスとなります。介護予防サービス給付費では、前年度より125万8,000円増額の371万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、令和6年度に福祉用具貸付等の給付件数の増が要因と考えられます。

それから、4目介護予防サービス計画給付費では、要支援の方のケアプランというところで、令和6年度で人数が増えたことに伴って、これも前年度と比べて6万4,000円増の80万7,000円を計上させていただいております。

それから、14ページでございます。

4項の高額介護サービス等諸費では794万6,000円を計上させていただいております。高額介護サービス費として、昨年度より15万4,000円増額となっております。これにつきましては、令和6年度において、利用負担額の高い第3、第4段階の方の給付費並びに件数が増えたことが要因と考えられます。

5項高額医療合算介護サービス等諸費でございます。96万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、医療と介護で、年間で合算し、限度額を超えた場合に支給する費用でございます。

下段、6項特定入所者介護サービス等費でございます。1,199万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては、低所得の方が施設入所された場合の居住費と食費の軽減に係る費用でございます。

15ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。合わせて492万7,000円を計上いたしております。

1目の介護予防・生活支援事業費では、要支援の方の訪問介護や通所介護に係る費用で374万9,000円を計上させていただいております。前年度より122万9,000円増額の要因といたしましては、6年度におきまして、要支援の方の通所介護等の給付件数の

増が要因と考えられます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費では、職員の人物費の、ここでは1人分の2か月分を計上させていただいております。

16ページでございます。

2項一般介護予防事業費でございます。180万8,000円を計上いたしております。内容は、介護予防事業、ミニデイやおたっしゃくらぶなどに係る経費や、住民が主体となって行う予防事業の助成に係る費用として計上させていただいております。

それから、下段の3項包括的支援事業・任意事業でございます。ここにつきましては、人物費が主となっております。職員2名分を計上させていただいておりまして、さきに計上していた職員の10か月分と、もう一人の1年分を計上させていただいております。

17ページでございます。

4項の任意事業費では、紙おむつの購入助成や認知症サポーター養成に係る費用として16万1,000円を計上させていただいております。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第26号の質疑につきましては、歳入と歳出に区切って質疑を行います。議案第26号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、歳入に関する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号の質疑を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第27号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第27号、令和7年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

なお、一部、説明を省略させていただくところがございますので御了承ください。

まず、歳入の部でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料でございます。2, 704万4, 000円を計上させていただいております。特別徴収、普通徴収とも、特別徴収では被保険者322名、普通徴収では364名で計算をさせていただいております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金では4, 782万5, 000円を計上させていただいております。

1目の一般会計繰入金では、歳出で予算計上しております事務費に関する繰入金で、242万8, 000円を、それから、保険基盤安定繰入金については、町負担分、府負担分、それぞれ合わせて918万3, 000円を計上させていただいております。また、事業費繰入金では、保険事業に係る費用として157万2, 000円でございます。

それから、2目療養給付費繰入金では、前年度と比較しまして847万4, 000円増額となっております。これは、療養給付費の町負担分等でございまして、連合の通知に基づき、計上させていただいております。令和7年度におきましては、令和5年度の給付費総額を基に算出されておりまして、令和4年度よりも入院等の大幅な増に伴いまして、こういった増額となっております。

それから、8ページでございます。

5款諸収入、4項雑入では45万5, 000円を計上させていただいております。これにつきましては、保険事業費に対する補助金でございます。

次、9ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

1款総務費、1項総務管理費では4万2, 000円を計上させていただいております。後期高齢者医療全般に係る費用として計上させていただいております。普通旅費や検診受診票などの印刷製本費として計上させていただいております。

2項の徴収費では3万3,000円でございます。これは、保険料の決定通知に係る費用として計上させていただいております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では7,313万4,000円を計上させていただいておりまして、広域連合に係る納付する費用として計上させていただいております。町の方で徴収させていただいた保険料を納付する保険料等負担金や、療養給付に対する負担金等で計上させていただいております。

3款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金では63万円を計上させていただいております。

10ページの4目償還金では、過年度補助金の返還金として45万7,000円を計上いたしております。

4款保健事業費、1項保健事業費では、1目健康増進推進事業費で157万4,000円を計上させていただいております。人間ドックや特定健診に係る費用として計上をさせていただいております。

なお、7年度におきましては、集団で20人、個別で55人の合わせて75人を想定しております。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第27号の質疑につきましては、歳入と歳出に区切って質疑を行います。議案第27号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号の質疑を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第6、議案第28号、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の件を議題とします。

議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼をいたします。

令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算について御説明させていただきます。

予算書の2ページを御覧ください。

第5条において、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

事項、中央監視及びテレメータ更新工事。

限度額、1億4,575万円。

期間、令和7年度から令和8年度までです。

次に、第6条において、企業債について定めています。

過疎対策事業債3,060万円、公営企業会計適用債150万円、簡易水道事業債2,910万円、合計6,120万円です。

次に、予算書の25ページをお願いいたします。

日々の事業を運営するための収入であります収益的収入から御説明させていただきます。

令和7年度の収入予定額は9,468万4,000円で、前年度より1,697万7,000円の増額となっております。前年度より増額となりました主な項目につきましては、1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、いわゆる繰入れ基準外で、前年度より1,775万3,000円増の5,388万5,000円となっております。要因につきましては、建物構築物及び機械等の減価償却費用でございます。

1款簡易水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、水道使用料金。収入は、人口及び給水量の減少によりまして、前年度より48万3,000円減の2,357万3,000円を収入予定額としております。

次に、予算書の26ページをお願いいたします。

水道機器の維持管理等に支出いたします収益的支出の主な事業について御説明させていただきます。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の修繕1,022万

8, 000円を計上させていただいております。主な修繕は、笠置配水池流入電動弁取替修繕費用で650万3, 000円です。

修繕理由につきましては、笠置浄水場から笠置配水池への送水管に設置しております1997年製の電動式の流入電動弁が経年劣化により、規定送水量の水を送ることが不可能になりかけているためでございます。

次に、予算書の27ページと主要事業調書の31ページをお願いいたします。

事業名、笠置町簡易水道事業経営戦略改定業務について御説明させていただきます。

予算額は770万円です。

事業内容につきましては、令和2年度に笠置町経営戦略を策定し、5年が経過しようとしています。策定時からの時間経過に伴いまして、人口変動、施設や設備の現状把握及び財政状況の分析、また、将来に向けた経営健全化と水需要の効率化の検討を行いまして、町民の生活基盤となる水道事業の水準維持向上に努めまして、安定的かつ継続的な事業経営を図るために、総務省から通達のありました経営戦略策定・改定ガイドラインに基づきまして、現在の経営戦略の改定を行うものでございます。

今年度の主な実施内容につきましては、基本理念・基本方針の検討、水需要予測による料金収入の算定、投資財政計画及びアセットマネジメントを作成いたします。

予算内訳につきましては、1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目業務費、経営戦略改定業務委託料770万円です。

次に、予算書28ページと主要事業調書30ページをお願いいたします。

水道施設の設備等に伴う収支であります。

基本的収入及び支出について御説明させていただきます。

中央監視及びテレメータ更新事業につきまして御説明させていただきます。

本事業は、令和7年度と令和8年度の2か年で実施いたします。総予算額は1億4, 575万円でございます。今年度の予算計上額は5, 830万円となっております。

事業内容につきましては、1998年に設置いたしました各水道施設の運転状況等を役場内の中央監視システムへ送信するテレメータ装置と、それを受信する中央監視システムの機器が経年劣化により通信が頻繁に遮断する状況となっており、安定した水供給が困難となっていますので、中央監視及びテレメータ機器を更新し、安全で良質な水道水の安定的な供給を図るものであります。

今年度の主な実施内容は、4箇所の取水場、4箇所の浄水場施設、8箇所の配水場に設置

のテレメータ装置と役場内設置の中央監視機器の現況有線設備調査と、有線から無線へと更新するための通信調査と、新たに更新するテレメータ装置を購入いたします。

予算につきましては、予算書28ページの支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水施設費、工事請負費、中央監視及びテレメータ更新工事で5,830万円を計上させていただいております。本事業には、特定財源といたしまして、過疎対策事業債と簡易水道事業債を充当いたします。

次に、同じ款の2項固定資産購入費、1目有形固定資産購入の機器及び装置購入で70万1,000円を計上させていただいております。これは、国のシステム標準化に合わせて、水道検針機器用パソコンを購入するものでございます。

以上で、令和7年度笠置町簡易水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第28号の質疑につきましては、収入と支出に区切って質疑を行います。議案第28号についての発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで支出の質疑を終わります。

最後に、収入支出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号の質疑を終わります。

---

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は、3月24日午前9時30分から開会します。

通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時00分